

令和7年第1回取手市議会定例会提出予定議案説明記録【未校正】

実施年月日	令和7年2月21日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（中村 修君） 令和7年第1回定例会に係る議案の提案理由の説明に先立ちまして、令和7年度の市政運営の基本方針についてご説明申し上げます。約2年前、私が市長に就任する際に掲げた、継続と挑戦という言葉がございます。この言葉を肝に銘じながら、市の新しい総合計画の基本計画であるとりで未来創造プラン2024を昨年4月からスタートさせ、これまでの市政で継続すべきものは継続し、そしてまた新たなチャレンジに向けた取組も進めてまいりました。令和7年度は、未来を見据えた基盤固めからの発展段階として、総合計画に定めた6つの政策を一層加速させ、より多くの挑戦をしてまいります。まず、特に重きを置いて強く推進していきたいものは、こどもまんなか社会の実現に向けた施策の展開でございます。来る4月には、市の組織改編としまして、新たに、こども部を創設いたします。この部の創設によって、今年度設置した、こども政策室によるこどもに関する施策の庁内横断的な司令塔機能をさらに強化し、結婚や妊娠からの切れ目のない支援を充実させていく考えでございます。こども部は、こども政策課、保育課、こども相談課の3つの課を配置し、結婚の支援、妊娠された方へのサポート、子どもに関する様々な手続を同一のフロアで一元的に行うとともに、必要に応じた連携を図ってまいりたいと考えております。この部の改編に伴って、現行の福祉部、健康増進部については、健康福祉部として再編し、連携を強化してまいります。新たな組織体制の下、こどもまんなか社会の実現に向けたプロモーション事業の展開や、取手駅前に開園を予定している民間保育園の施設整備に向けた支援、民間保育士の処遇改善などを行い、全ての子どもが健やかに成長でき、各ご家庭が安心して子育てができるような環境の整備を進めてまいります。さらに、老朽化の進む学校校舎の長寿寿命化工事の実施や、全ての小中学校体育館及び中学校武道場における空調設備の設備等によって、安全で快適な学習環境の整備を図ります。また、子どもを含めた全ての年代の方々が健康で生き生きと暮らせるよう、医療、福祉、健康増進の分野の充実にも引き続き取り組むとともに、市民団体への支援を進め、市民の皆様の生きがいにつながる事業の充実に資する取組を進めてまいります。さらに、取手に関わる全ての方々がまちの未来に希望を持ち、快適に暮らせるまちづくりのために欠かせない都市基盤整備としては、桑原地区の活力創造拠点の整備や、取手駅西口駅前地区の整備を引き続き進めていくとともに、都市計画道路について、社会経済情勢の変化や将来予測を踏まえた再検証を進めてまいります。こうした市の新たな魅力や、これまで培ってきた東京芸術大学との連携を生かした取手ならではの魅力など、市の持つ魅力の発掘や効果的な発信にも努めてまいります。その魅力発信の一つとして、これまでも多方面から好評をいただいている、「るるぶ特別編集版取手」の改訂版を作成し、市の知名度向上、イメージアップにつなげていきたいと考えております。また、市民の皆様の大切な日常を守る環

境整備の取組として、防災・防犯対策や環境問題にも向き合ってまいります。まず、防災・減災の取組として、排水機場の改修、排水路の整備、消防関係車両や機材の更新を行い、治水対策や消防力の強化を図ってまいります。さらに、持続可能なまちづくりを意識した環境問題への取組として、地球温暖化対策に関する啓発講座の実施や各家庭での設備導入への支援、次世代を担う子どもたちへの環境教育を引き続き進めてまいります。これらの事業を円滑に進めていくために、ふるさと納税をはじめとした財源を確保するための取組を強化してまいります。また、さらなるデジタル技術を活用し、全庁的な業務効率化と、より一層の市民サービスの向上を図ることで、持続的な自治体経営に資する取組を進めてまいります。

以上、重点施策について述べさせていただきました。新年度も議員の皆様、市民の皆様とともに、住み続けるほど好きになるまちを目指し、市政運営に鋭意取り組んでまいります。今後ともより一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。令和7年度の施政方針とさせていただきます。

それでは、提出予定議案につきまして、一括いたしまして提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。本件につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに加えて拘禁刑が創設されることから、条例の規定中に含まれる懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改めるなど、関係条例を一括して改正するものであります。

議案第2号、取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、令和6年8月の人事院の勧告において、令和7年4月1日以降の一般職の職員に適用される給料表への切替えが示されたことを踏まえ、同様の改正を行うとともに、人事異動により国や県等に派遣され、自宅から通勤距離が遠距離となる職員に係る通勤手当支給額の見直しのため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第3号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に係る条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、市嘱託医師・市嘱託歯科医師・学校医・学校歯科医師及び——学校歯科医及び学校産業医の報酬について、職務の内容及び責任の程度に応じた額に増額するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第4号、取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整理を行うとともに、児童手当の特例給付の廃止に伴う所要の整理を行うため、取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第5号、取手市犯罪被害者等支援条例についてであります。本件につきましては、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市・市民等・事業者等の責務をそれぞれ明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等

が受けた被害の回復または軽減を図り、もって安全かつ安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、今回新たに制定するものでございます。

議案第6号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、内閣府令が改正され、家庭的保育事業等について、食事の提供に際して求められる配慮の基準に関し、栄養士免許を有さない管理栄養士についても要件を満たすものとされたこと、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業について、保育内容支援及び代替保育に係る連帯施設の確保に関する基準が緩和されたこと、連携施設の確保に係る経過措置が延長されたこと等を踏まえ、本市においても当該府令基準に従い、同様の措置を講ずるため、関連条例を一括して改正するものであります。

議案第7号、取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、令和7年4月1日から宅地造成及び特定盛土等規制法の運用が開始されることに伴い、規制内容が重複する箇所について所要の整理を行うほか、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例における許可対象の面積引下げが示されたことから、本条例における許可対象面積についても同様に見直す必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第8号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴い、令和7年4月1日から市が審査の業務を行う同法による宅地造成または特定盛土等に関する工事の中間検査において手数料を新設するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第9号、取手市建築基準条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う建築基準法の一部改正により、防火避難規定の適用範囲の限度等、既存建築物における緩和措置が拡充されたことを踏まえ、条例においても同様の改正をするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例についてであります。本件につきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法が改正され、令和7年4月1日から本条例の規制対象である切土等の工事が同法による規制の対象になることから、本条例を廃止するものであります。

議案第11号、茨城消防救急無線指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線指令センター運営協議会の規約の変更についてであります。本件につきましては、茨城消防救急無線指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することに伴い、協議会の規約の一部を変更することについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号、市道路線の認定についてであります。本件につきましては、開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するための議会の議決を求めるものであります。

議案第 13 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算第 10 号についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 4,134 万 2,000 円を増額し、予算総額を 485 億 6,713 万 8,000 円とするものであります。今回の補正予算の内容は、国の臨時交付金を活用した物価高騰対策としての生活者及び事業者の支援事業であります。国は令和 6 年度補正予算において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対応するため、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、物価高騰対応重点施策地方創生臨時交付金を追加し、自治体に配分することとしました。そのうち、推奨事業メニュー分を活用し、保育所等や市立小中学校における給食費の負担軽減事業、省エネ家電買換え補助金、地域公共交通等支援事業補助金の 3 つの事業を実施するため、必要な費用を計上しております。なお、本補正予算につきましては、今議会最終日より早い時期から予算の執行が必要となることから、開会初日での先議をお願いしたいと考えております。

議案第 14 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算第 11 号についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 17 億 2,273 万 6,000 円を増額し、予算総額を 502 億 8,987 万 4,000 円とするものであります。今回の補正予算の主な内容は大きく 2 点ございます。まず 1 点は、市の令和 7 年度当初予算への計上を予定しておりました学校施設整備事業と地籍調査事業が国の令和 6 年度の補助事業に該当したことから、令和 6 年度予算へ前倒しするものであります。2 点目は、人事院勧告に伴う民間保育園入所費の増額であります。国から人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費引上げが示されたことなどに伴い、民間保育園等への入所費が不足する見込みがあることから増額するものであります。そのほかに、生活保護費などの扶助費の増額、事業費の確定に伴う計数整理などを行っております。

議案第 15 号、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算第 3 号についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1 億 990 万円を減額し、予算総額を 12 億 8,083 万 8,000 円とするものであります。歳出予算の補正内容につきましては、取手駅北地区建築物整備事業に要する経費の市街地再開発事業等補助金の減額を計上しております。次に、歳入予算の補正内容としましては、歳出に伴う財源であります国庫補助金等の減額を計上しております。また、繰越明許費は、取手駅北地区——北土地区画整理事業に要する経費を計上しております。

議案第 16 号、令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算第 4 号についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 339 万 9,000 円を増額し、予定総額を 39 億 8,559 万 7,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、後期高齢者医療人間ドック検診助成金の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、後期高齢者医療人間ドック検診事業繰入金を増額を計上しております。

議案第 17 号、令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算第 4 号についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4,704 万 2,000 円を増額し、予算総額を 96 億 1,291 万 7,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につ

きましては、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費の増額を計上しております。次に、歳入予算の主な補正内容につきましては、介護保険料の増額、さらに介護給付費の増額に伴う国庫支出金支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金の増額、介護給付費準備基金繰入金の減額を計上しております。

議案第 18 号、令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算第 2 号についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 5 億 4,100 万円を減額し、予算総額を 23 億 9,277 万 5,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、通常競輪事業に要する経費の減額を計上しております。次に、歳入予算の主な補正内容につきましては、通常開催車券発売収入の減額を計上しております。

議案第 19 号、令和 7 年度取手市一般会計予算についてであります。当初予算の規模は、504 億 4,000 万円となり過去最大となりました。令和 7 年度は、とりで未来創造プラン 2024 の 2 年目に当たります。新年度予算の編成においては、こどもまんなか社会の実現に特に重点を置きつつ、プランに掲げる 6 つの基本項目である、快適で住みやすい都市の実現、魅力の創造と発信、未来をつくる世代を育むまちづくり、健康でいきいきとした社会の実現、大切な日常が守られる環境整備、将来にわたり発展する地域社会の構築の、それぞれの重点事業を着実に推し進めることを基本として予算を編成いたしました。主なものを幾つか申し上げますと、まずこどもまんなか社会の実現に向けて、新たにこも部を創設し、子どもや若者の視点を尊重した子ども政策を展開するとともに、子育てしやすいまちづくりを目指し、結婚から妊娠・出産・子育てといったあらゆるステージにおいて切れ目のない支援を行います。また、市民が心身ともに健康で豊かに暮らせる社会の——を目指し、医療福祉を安定的に提供するとともに、幅広い世代の健康づくりを推進するための環境を整備いたします。さらに、安全安心な日常生活を守るため、道路や排水などのインフラを整備し、地域の防災力・防犯力を高める取組を進めるほか、市民の利便性向上を図るため、行政のデジタル化など施策を展開し、誰もが暮らしやすい持続可能な地域社会の実現を目指します。令和 7 年度もそうした多方面への施策を展開し、様々な手法や媒体を通して当市の魅力を市内外に発信することで、交流人口や定住人口の拡大を図ってまいります。住み続けるほど好きになるまちの実現に向け、引き続き市民の皆様に充実した行政サービスをお届けするとともに、未来の取手を見据えたまちづくりを進めてまいります。

議案第 20 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 7,734 万 4,000 円を計上しており、前年度比で 50.5%の減であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、県支出金一般会計繰入金、市債を計上しております。次に、歳出につきましては、取手駅北土地区画整理事業に要する経費の委託料、工事請負費を計上しております。また、公債費につきましては、償還金としまして、元金及び利子を計上しております。議案 21 号——議案第 21 号、令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ 97 億 7,633 万 8,000 円を計上しており、前年度比で 4.2%の減であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国民健康保険税県支出金、一般会計繰入金を計上しております。次に、歳出につきましては、保険給付

費、国民健康保険事業納付金——事業費納付金、保健事業費を計上しております。

議案第 22 号、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ 40 億 3,604 万 2,000 円を計上しており、前年度比で 2.6% の増であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金を計上しております。次に、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合に納付します保険料納付金及び医療給付費納付金を計上しております。

議案第 23 号、令和 7 年度取手市介護保険特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ 95 億 8,481 万 6,000 円を計上しており、前年度比で 4.2% の増であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては 65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料、国庫支出金、また 40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者保険料であります。支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金を計上しております。次に、歳出につきましては、自宅を中心に利用するサービスの居宅介護サービス給付費、特別養護老人ホーム等の入所者が受けるサービスの施設介護サービス給付費を計上しております。地域支援事業費につきましては、介護予防事業費、包括的支援事業費等を計上しております。

議案第 24 号、令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31 億 4,030 万円を計上しており、前年度比で 47.2% の増であります。歳入につきましては、車券発売収入を計上しております。歳出につきましては、競輪事業費を計上しております。

議案第 25 号、令和 7 年度取手市地方公平委員会特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ 69 万 9,000 円を計上しており、前年度比で 1.3% の増であります。予算の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、各構成団体からの負担金、繰越金を計上しております。次に、歳出につきましては、公平委員会事務に要する経費や公平委員報酬等に要する経費を計上しております。

議案第 26 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算第 1 号についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 5,400 万円を増額し、予算総額を 505 億 9,400 万円とするものであります。今回の補正予算の内容は、令和 7 年度に第 4 期工事を予定しております白山小学校の長寿命化改良工事につきまして、事業費の一部が国の令和 7 年度予算による負担金の対象として交付決定されたことから、国負担金の見合い分の事業費を計上するものであります。

続いて、承認第 1 号、令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分承認についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 8 億円を増額し、予算総額を 29 億 3,377 万 5,000 円とするものであります。去る令和 7 年 1 月 1 日から 3 日まで開催した市営競輪の前節において、インターネットでの車券発売が好調であったことなどにより、車券売上げが当初見込額を上回りました。これにより、1 月 12 日から 14 日までの後節において、的中車券払戻金などの経費に不足を生じる恐れがあったことから、通常開催車券発売収入と併せて、1 月 10 日付けで補正予算措置を行いました。なお本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分し、同条

第3項の規定に基づきご報告申し上げるものでございます。

同意案第1号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意についてであります。教育委員会委員の戸部明彦氏が令和7年3月31日をもちまして任期満了となることから、引き続き同氏を選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。御手元に配付いたしました経歴書のとおり、戸部氏は長年教育行政に携わり、教育に関し高い識見を有する方であるとともに、人格が高潔で人望の厚い方であります。

同意案第2号、取手市監査委員の選任に関する同意についてであります。監査委員の石橋大輔氏が令和7年4月21日をもちまして任期満了となることから、引き続き同氏を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。御手元に配付いたしました経歴書のとおり、石橋氏は財務管理及び事業の経営管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有する方であるとともに、人格が高潔で人望の厚い方であります。

同意案第3号、取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意についてであります。本件につきましては、令和4年6月27日付で就任いたしました固定資産評価審査委員会委員の関孝雄氏が令和7年6月26日をもちまして任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものであります。関氏は御手元にお配りいたしました経歴書のとおり、長年行政に携わり、高い識見を有するとともに、人格もすぐれた方であります。

続いて、同意案第4号から第11号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、一括してご説明申し上げます。本件につきましては、取手市農業委員会委員の任期が令和7年3月31日をもって満了することに伴い、農業委員会委員8名を選任したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものであります。選任する8名につきましては、現在も農業委員会委員として御活躍されており、また御手元に配付いたしました経歴書記載のとおり、農業行政に対し高い識見を有するとともに、人格が高潔で人望の厚い方々であります。

以上、38件の提出予定議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○総務部長（吉田文彦君） 総務部、吉田です。それでは、令和7年第1回取手市議会定例会に提出予定の議案につきまして、それぞれの所管部長から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。それではまず、総務部所管について御説明いたします。

議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明申し上げます。刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、条例中の規定に含まれる懲役及び禁錮の文言を一括して拘禁刑に改めるとともに、条例に基づく罰則の適用に関する経過措置を定めるものであります。

次に、議案第2号、取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、令和6年8月の人事院勧告において、令和7年4月1日以

降の一般職の職員に適用される給料表への切替えが示されたことを踏まえ、当市においても同様の改正を行うとともに、人事異動により国や県等に派遣され、自宅からの通勤距離が遠距離となる職員に係る通勤手当支給額の見直しのため、本条例の一部を改正するものであります。改正の具体的な内容でございますが、給料表の切替えにつきましては、現行給料表の各級において一定の号給を廃止し、これに伴う各号給の繰上げ改正を行うことで、若手及び中堅年齢層の職員が早期に昇格した場合に、給料月額の上昇が図られるものであります。また、国や県等に派遣される職員に支給する通勤手当につきまして、交通機関や自動車、高速道路等に係る通勤手当を合算した額の上限を15万円とし、これまで2分の1の支給としていた特別料金、高速料金を全額支給とします。さらに、自動車等を利用する場合の距離区分の設定上限を、60キロメートル以上から70キロメートル以上に改正し、上限額をこれまでの3万1,600円から5万4,700円に引き上げることで、人事異動によって長距離通勤となる職員の通勤にかかる費用の負担軽減を図るものであります。

次に、議案第3号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、非常勤特別職として市が委嘱する嘱託医師及び嘱託歯科医師、教育委員会が委嘱する学校医、学校歯科医及び学校産業医の報酬について、その職務の内容及び責任の程度に応じた額に増額するため、本条例の一部を改正するものであります。具体的には、報酬の日額について、現在2万1,000円としているところ、令和7年度から2万5,000円に増額いたします。

次に、議案第4号、取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う引用条項の整理を行うとともに、児童手当の特例給付の廃止に伴う所要の整理を行うため、取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものであります。本条例の第1条では、取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例につきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う引用条項の整理を行い、第2条では取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う引用条項の整理、及び児童手当の特例給付の廃止に伴い、特定個人情報を利用できる事務を定めた別表第2から特例給付の文言を削るものでございます。総務部所管は以上となります。

○福祉部長（鈴木文江君） 福祉部、鈴木です。福祉部所管分につきまして、議案第5号・第6号について、ご説明申し上げます。まず、議案第5号、取手市犯罪被害者等支援条例について、ご説明申し上げます。犯罪被害は、いっどこで誰が直面するか分かりません。犯罪被害に遭うと心身や経済的なバランスが崩れてしまいます。だからこそ、誰もが当事者意識を持ち、犯罪被害者等支援の重要性や必要性を理解した上で、犯罪被害者等支援に向き合うことが大切です。犯罪等に巻き込まれた被害者や、その家族または遺族が再び安心した生活を取り戻すため、市民の日常生活を支えるための施策を展開する身近な行政機関としても、本市が果たす役割は大きいものと考えております。この条例は犯罪被害

者等への支援に関する基本理念を定め、市、市民等、事業者等の責務をそれぞれ明らかにするものであります。その上で、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、施策と支援の充実を図り、犯罪被害者等を支えることを目的として今回新たに制定するものであります。

続きまして、議案第6号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。こちらは取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、こちらの2つの条例の改正となります。この2つの条例に係る主な改正点は、家庭的保育事業及び特定地域型保育事業により、保育の提供を受けていたゼロ歳児から2歳児クラスの利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、保育内容支援や代替保育を実施する連携施設で受け入れ、教育または保育を提供することとされる規定の経過措置に関する内容となります。連携施設は確保が著しく困難な場合に、適切な支援を行うことができると市町村が認める場合には、制度開始から10年間は確保しないことができるものとされておりましたが、今年度末をもってその10年が経過することから5年延長されるものです。また、連携施設の確保が困難な場合には、連携協力者を適切に確保するなどの条件により確保しないことができるなど、連携施設の確保についても緩和されました。この改正による本市での影響ですが、当条例に該当している保育園が市内では事業所内保育事業所である取手市医師会どんぐり保育園の1施設のみであり、連携施設については既に確保されていることから、この改正による影響は特にございませぬ。

続きまして、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に係る改正についてです。こちらは栄養士法の改正により、これまでは管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けたものでなければ受けることができなかつたところ、改正後においては管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許の取得が不要となりました。これにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合についても、同要件を満たすことができる改正を行うものです。この改正による本市での影響ですが、該当する施設は先ほど同様、事業所内保育事業所である取手市医師会どんぐり保育園の1施設のみであり、給食については、管理栄養士が配置されている医師会病院で調理したものを保育園で提供する施設内調理となりますので、この改正による影響は特にございませぬ。

以上、福祉部所管について、ご説明申し上げます。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。議案第7号、取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正する条例について御説明いたします。令和3年7月3日に静岡県熱海市において、大雨に伴い盛土が崩壊し、土石流の発生による甚大な人的・物的被害が生じたこと、また危険な盛土等に対し、法律による規制が十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、宅地造成等規制法が抜本的に見直しされ、令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されました。茨城県では令和7年4月1日より本法令の運用が開始され、盛土を行う際の高さや法面の勾配、

盛土の構造等は今後宅地造成及び特定盛土等規制法において規制することとなり、取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例と重複する規制内容を整理するものです。また、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例が宅地造成及び特定盛土等規制法の運用開始に伴い、許可対象面積を5,000平米以上から3,000平米超に引き下げる条例の一部改正がされ、市条例ににおける許可対象面積についても、従来の300平米以上5,000平米未満から300平米以上3,000平米以下に見直し、整合を図るため、本条例の一部を改正するものであります。以上になります。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。議案第8号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴い、令和7年4月1日から事務の一部が茨城県より移譲されます。同法による宅地造成または特定盛土等に関する工事で、中間検査が必要な事務に関しての手数料を新設いたします。手数料の額は、審査対象となる工事を行う土地の面積規模に応じて定めることといたします。

次に、議案第9号取手市建築基準条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。建築基準法が一部改正され、建築物の部分が相互に有害な影響を及ぼさない場合や、増築等により既存部分に危険性を増大させない場合等における防火・避難規定の合理化が図られました。本件につきましては、建築物の長寿命化や省エネ化、既存建築ストックの有効活用という法改正の趣旨を踏まえ、本市においても同様の措置を講ずるため、本条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第10号、取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例についてでございます。宅地造成及び特定盛土等規制法が改正されたことにより、令和7年4月1日から、盛土・切土工事等の規制が厳格に制定されることとなります。今まで本条例で規制していた範囲を法律で包括的に規制するものになることから、廃止をするものでございます。以上でございます。

○消防長（岡田直紀君） 消防本部、岡田です。議案第11号、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について御説明いたします。茨城県内で現在、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に加盟しているのは、無線のみを共同運用している、つくば市を含める21消防本部、34市町であります。新たに日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合の加入が令和7年度から——令和7年度からは、県内の消防本部24ある中の23消防本部42市町村が構成団体となります。これにより、構成団体の追加及び記載順を修正することに伴い、協議会の規約を変更するため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づき、取手市議会の議決を求めるものでございます。説明は以上となります。

○建設部長（渡来真一君） 建設部、渡来です。議案第12号、市道路線の認定についてを御説明いたします。本件につきましては、開発行為により市に帰属した道路、井野地区1路線について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。議案書1ページの表と2ページの位置図・認定図を併せて御覧ください。今回の認定路線は、井野屋敷地区内に存する市道1-4294号線と、1-4318号線が交差する丁字路の南東側

に位置する路線です。起点は井野 821 番 6、終点は井野 821 番 10、延長は 30.95 メートル、幅員は最大で 8 メートル、最小で 5 メートルでございます。議案第 12 号、市道路線の認定についての説明は以上です。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。議案第 13 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）につきまして御説明いたします。議案書と併せてお配りしております令和 6 年度取手市一般会計 3 月補正予算案の概要の 1 ページを御覧ください。国は令和 6 年度補正予算において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対応するため、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加し、自治体に配分することといたしました。そのうち、推奨事業メニュー分を活用し、物価高騰の影響に直面する生活者や事業者を支援するため補正予算を計上いたします。本補正予算につきましては、今議会最終日より早い時期から予算の執行が必要となることから、開会初日での先議をお願いしたいと考えております。中段でございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 億 4,134 万 2,000 円を増額し、予算総額を 485 億 6,713 万 8,000 円とするものです。次に、2、歳入補正の内容を御覧ください。今回の補正の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分を、1 億 8,000 万円計上しております。推奨事業メニュー分の交付限度額は、2 億 2,320 万円であり、今回の補正予算で全額を活用することもできますが、歳出の事業費に執行残額が発生した場合には交付金の返還が生じてしまう可能性があるため、全額は活用せず一部を残しております。残る 4,320 万円につきましては、令和 7 年度早期に補正予算を編成して対応させていただく予定です。また、2 ページ上段にありますとおり、事業の財源として財政調整基金を 6,134 万 2,000 円取り崩して対応しております。補正予算の詳しい内容につきましては、各担当部長から御説明いたします。

○教育部長（井橋貞夫君） 教育委員会、井橋です。それでは、今回の補正により実施する事業のうち、給食費負担軽減事業について説明させていただきます。本事業は、給食に使用する食材等の価格が高騰する中、市立小中学校及び保育所等において、給食費への価格転嫁による保護者負担の増大を防ぐため、賄材料費等を増額するものです。小中学校を所管いたします保健給食課分と、保育所等を所管します子育て支援課分がございますが、私から一括して御説明させていただきます。初めに、保健給食課分を説明させていただきます。8 ページをお開きください。9 款、教育費、2 項、小学校費、給食運営に要する経費です。ここでは自校方式小学校 8 校分として、4,835 万 7,000 円を増額いたします。このうち令和 6 年度分が 568 万 3,000 円、令和 7 年度分が 4,267 万 4,000 円となります。続きまして、9 ページをお開きください。3 項、中学校費の給食運営に要する経費です。ここでは、自校方式中学校 4 校分として、2,502 万 9,000 円を増額いたします。このうち、令和 6 年度分が 100 万 2,000 円、令和 7 年度分が 2,402 万 7,000 円となります。その下、学校給食センター運営に要する経費、給食センター方式小中学校 8 校分として、4,005 万 6,000 円を増額いたします。このうち、令和 6 年度分が 699 万 2,000 円、令和 7 年度分が 3,306 万 4,000 円となります。続きまして、子育て支援課分を御説明させていただきます。

ページを戻りまして、6ページをお開きください。3款、民生費、2項、児童福祉費の民間保育園運営に要する経費です。ここでは、令和7年度分の民間保育園等食材料費補助金として、4,358万9,000円を増額いたします。その下、保育所の管理運営に要する経費です。ここでは、令和7年度分の市立保育所の賄材料費として、1,271万9,000円を増額いたします。以上が、給食費負担軽減事業の歳出補正の内容となります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。続きまして、まちづくり振興部所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書7ページをお願いいたします。4款、衛生費、1項、保健衛生費の省エネ家電買換え補助事業に関する経費、5,259万2,000円です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続いている中、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するとともに、二酸化炭素の排出量の削減を図ることを目的とし、一般家庭における既存の家電製品を省エネ効果の高い製品へ買い換えるための支援をする補助金として、5,000万円を計上しております。補助率につきましては、対象家電買換え購入額の3分の1とし、上限額5万円で、対象となる家電は家庭で消費電力量の多いエアコン・冷蔵庫・テレビの3品目とします。今後のスケジュールといたしましては、4月上旬から市広報・ホームページなどや関係機関等へ補助内容を周知し、申請受付は5月上旬からを予定しております。以上となります。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。都市整備部所管の補正予算について、ご説明申し上げます。一般会計補正予算書8ページを御覧ください。7款、土木費、3項、都市計画費、都市交通政策の推進に関する経費、地域公共交通等支援事業補助金といたしまして、1,900万円計上しております。エネルギー価格や物価等の高騰の影響を受けている路線バス、貸切りバス、タクシー、鉄道等の地域公共交通事業者に対し、将来にわたる安定的な運行と市民生活に必要な移動手段の維持を目的に、経営支援として補助金を交付するものでございます。なお、一般会計補正予算第10号でご説明申し上げました各事業については、いずれも繰越明許費を設定させていただきます。議案第13号の説明は以上となります。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。続きまして、議案第14号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）につきまして御説明いたします。初めに、令和6年度取手市一般会計3月補正予算案の概要の3ページを御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方ですが、大きく2点ございます。1点目に、国の令和6年度補助事業により前倒しして実施する事業、2点目に、人事院勧告に伴う民間保育園入所費の増額でございます。これら以外にも、生活保護費などの扶助費の増額、事業費の確定に伴う計数整理、財源充当の変更などを行っております。中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ17億2,273万6,000円を増額し、予算総額を502億8,987万4,000円とするものです。続きまして、補正予算の内容について御説明させていただきます。説明は議案書に基づき、歳入、歳出、繰越明許費、債務負担行為、地方債の順番で、各担当部長から御説明いたします。また、歳入のうち歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に併せて御説明させていただきます。

なお、今回の補正予算には、財源充当の変更などが多く含まれております。それらにつきましては、基本的には説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、財政部所管の歳入歳出予算の補正内容を御説明いたします。議案書の9ページを御覧ください。歳入の1款、市税、1項、市民税におきましては、法人市民税法人税割を3億6,115万9,000円増額しております。これは、市内大手企業をはじめとした各法人の業績の伸びが見込まれることによるものです。その下の10款、地方特例交付金、2項、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は543万8,000円を計上しております。こちらは、新型コロナウイルス感染症への対策として実施されている中小事業者等の事業用家屋・償却資産の軽減措置に伴う固定資産税の減収分が交付金として補てんされるものです。その下の11款、1項、地方交付税につきましては、普通交付税を4億8,208万8,000円増額しております。こちらは、国の補正予算において、令和6年度普通交付税の再算定が行われたことから増額するものです。続きまして、10ページ中段を御覧ください。17款、財産収入、1項、財産運用収入の各基金の利子は、当初予算額に対して収入見込額に増減があったことから、それぞれ補正するものです。なお、利子収入につきましては、全額を各基金に積立てしております。その下の2項、財産売払収入の物品売払収入は、106万2,000円を増額しております。官公庁オークションにより消防車両など3件の売却を行った結果、約300万円の収入があったことから、当初予算額との差額を増額するものです。補正額につきましては、全額を公共施設整備基金に積立ていたします。続きまして、11ページを御覧ください。上段の19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、6億3,516万7,000円を減額するものです。これは先ほどご説明申し上げた市税の増額、普通交付税の再算定による増額などに伴い、今年度の財政運営において適宜取り崩してきた財政調整基金繰入金の一部を基金に繰り戻すものであります。続きまして、歳出でございます。議案書14ページ上段の減債基金積立金は、先ほど歳入で御説明した普通交付税の再算定額のうち、将来の臨時財政対策債の償還原資として措置された金額を積み立てるため、1億8,755万円を増額するものです。財政部所管の説明は以上です。

○総務部長（吉田文彦君） 総務部、吉田です。総務部所管について御説明いたします。補正予算書の13ページ下段を御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費、電算OA化等に要する経費、612万4,000円の減額についてです。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、現在進めている業務システムの標準化対応について、令和7年5月から対象業務を国が用意するクラウド環境であるガバメントクラウド上への移行を予定しております。事前準備としてガバメントクラウド上に検証環境を構築するため、令和7年1月から3月まで、3か月間のガバメントクラウド利用料を予算計上していましたが、令和6年度分の利用料については国が負担することとなったため減額するものです。総務部所管は以上となります。

○福祉部長（鈴木文江君） 福祉部、鈴木です。福祉部所管の補正予算について、ご説明申し上げます。それでは、歳入からご説明申し上げます。補正予算書11ページを御覧ください。21款、諸収入、6項、雑入のかたらいの郷指定管理料精算金です。かたらいの

郷の指定管理料については、年度当初、光熱水費の高騰を想定し、指定管理者と年度協定を行いました。今年度末の事業完了時点で残余金が生じることが予測されることから、光熱水費について差額分の精算を行うものです。精算金として217万9,000円を計上しております。続きまして、歳出について、ご説明申し上げます。14ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費の特定疾病療養者見舞金支給に要する経費は、6年度の支給申請者は971人であり、前年度の申請者数と比較して43人増加したため、168万円を増額しております。次に、15ページを御覧ください。補装具費に関する経費は、児童の小学校入学の準備等での申請や児童の身体成長に合わせて補装具の作り替えや修理及び高額補装具の申請件数が多い年となったことから、当初予算額を上回る見込みとなったため、扶助費で650万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金2分の1の325万円、県負担金4分の1の162万5,000円をそれぞれ増額しております。続きまして、介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計補正に伴い、588万円を増額しております。介護給付費の増などが主な理由となります。次に、16ページを御覧ください。2項、児童福祉費の障害児通所給付費に要する経費は、児童発達支援や放課後デイサービスの利用者数が700人で、前年4月から12月の同期間との比較で31人増加している状況にあり、給付費が増加しております。この状況と合わせて、今年度実施されたサービスの報酬改定による影響は、給付費に係る支出額全体を押し上げている状況にあります。当該経費は12月補正予算で計上させていただきましたが、補正額試算時の見込額を超える実績となり、扶助費で500万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金2分の1の250万円、県負担金4分の1の125万円をそれぞれ増額しております。続きまして、民間保育園入所に要する経費は、取手市内の民間保育園の運営費として、人事院勧告に伴う人件費引上げ、改定率10.7%、こちらにより予算の不足が予測されるため、1億9,467万7,000円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金1億360万8,000円、県負担金3,478万6,000円、県補助金131万円をそれぞれ増額しております。次に、17ページを御覧ください。管外保育園入所に要する経費は、取手市外の公立または民間保育園の運営費として、在園児童数の増加や人事院勧告に伴う人件費の引上げ、こちらも改定率10.7%、こちらにより予算の不足が予測されるため、739万2,000円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金280万3,000円、県負担金140万2,000円、県補助金89万3,000円をそれぞれ増額しております。続きまして、3項、生活保護費の生活保護事務に要する経費は、訴訟代理委託料33万円を計上しております。令和6年2月に提起された事件について、令和7年1月22日付けで東京高等裁判所決定が確定したため、代理人弁護士に対して成功報酬等を支払うものです。続きまして、生活保護に要する経費は、例年の生活保護受給者の増に加え、医療扶助の支出増により年間支払額に不足が見込まれることから、医療扶助3,000万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金4分の3の2,250万円を増額しております。以上、福祉部所管の説明となります。

○健康増進部長（彦坂 哲君） 健康増進部、彦坂です。私からは健康増進部所管分について、歳入から御説明いたします。10ページ上段を御覧ください。16款、県支出金、2

項、県補助金では、医療福祉費補助金につきまして35万円を増額しております。これは昨年度と比較して、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス感染症などの罹患者が増加したことに伴い、茨城県医療福祉費支給制度に対する県からの補助金が増額されたことによるものです。続きまして、11ページ中段を御覧ください。21款、諸収入、4項、受託事業収入では、後期高齢者健診事業受託収入について、89万円を増額しております。市では茨城県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、人間ドックを実施しています。人間ドック受診者数の増加に伴い、基本項目実施分、データ管理手数料分、事務費相当分について、委託料収入額を増額するものです。なお、令和6年度の間ドック受診者は、前年より5.6%の増と見込んでおります。続きまして、11ページ下段を御覧ください。21款、諸収入、6項、雑入では、民生費雑入として、後期高齢者医療制度特別対策補助金について、12万4,000円を増額しております。茨城県後期高齢者医療広域連合から委託を受け人間ドックを実施した際に、医師が個別に必要と判断した場合、貧血・心電図・眼底・血清クレアチニンなどの詳細な検査を行った経費の補助金を、ドック受診者の増加に合わせて増額するものです。続きまして、歳出について御説明いたします。14ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費、ウェルネスプラザ管理運営に要する経費として、199万円を増額しております。物価変動により生じた光熱水費等の高騰に伴う電気料損失額を、取手ウェルネスプラザ指定管理料に補てんするための増額となります。続きまして、15ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費の後期高齢者医療特別会計繰出金は、339万9,000円を増額しております。これは人間ドック受診者が当初見込んでいたよりも増加したことにより、後期高齢者人間ドック検診助成金の予算額に不足が見込まれることから増額補正し、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものです。続きまして、15ページ下段から16ページ上段を御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費では、医療福祉事務に要する経費について136万8,000円、医療福祉費助成に要する経費については2,002万2,000円を増額しております。先ほど歳入でも御説明しましたとおり、昨年度と比較してインフルエンザウイルスや新型コロナウイルス感染症などの罹患者が増加したことにより、事務費及び扶助費を増額するものです。続きまして、18ページを御覧ください。4款、衛生費、1項、保健衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費、1億4,517万2,000円を減額します。新型コロナウイルスワクチン接種が令和6年度から定期接種となったことから、令和6年第2回定例議会におきまして、令和5年度の高齢者の接種率を参考に接種に必要な経費を補正にて計上いたしました。接種見込み数を改めて精査したことにより、今回減額補正するものです。あわせて、歳入に関しましては、補正予算書9ページを御覧ください。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金では、さきの減額補正に伴い、新型コロナウイルスワクチン助成金、2億801万4,000円について、全額減額いたします。その上で、11ページを御覧ください。21款、諸収入、6項、雑入に、新型コロナウイルスワクチン助成金、9,163万2,000円を計上いたします。新型コロナウイルスワクチン助成金は、令和6年第2回定例議会において国庫補助金として計上いたしましたが、その後、国庫補助金から一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターからの助成金となったことから、減額補正後の経費を受け入

れるため、諸収入、雑入に振替を行います。以上、健康増進部所管についての説明を終わります。

○建設部長（渡来真一君） 建設部、渡来です。続きまして、建設部所管の補正予算について御説明いたします。まずは、歳入から御説明いたします。補正予算書 10 ページ中段を御覧ください。17 款、財産収入、1 項、財産運用収入の、みどりの基金利子につきましては、みどりの基金の利子の確定により、7,000 円を減額しております。次に、10 ページ下段を御覧ください。18 款、寄附金、1 項、寄附金の、みどりの基金寄附金につきましては、みどりの基金へ多額の寄附があったことから、5 万円を増額しております。続きまして、歳出について御説明いたします。18 ページ下段を御覧ください。7 款、土木費、2 項、道路橋りょう費、道路維持補修に要する経費につきましては、国庫補助金の内示割れ及び充当する地方債を変更したことによる財源充当の変更をしております。次に、19 ページ上段を御覧ください。道路維持に要する経費につきましては、ふれあい道路、市道 0106 号線において、国庫補助金の内示割れ及び充当する地方債を変更したことによる、財源充当の変更をするものです。次に、同じく 19 ページ中段です。通学路整備に要する経費につきましても、桑原市道 4042 号線、井野台一丁目市道 4113 号線ほか及び野々井市道 2365 号線の全ての路線において、国庫補助金の内示割れ及び充当する地方債を変更したことによる財源充当の変更をするものです。次に、20 ページ中段を御覧ください。3 項、都市計画費、地籍事業に要する経費につきましては、令和 7 年度当初予算に計上する予定でありました地籍調査事業が、国の令和 6 年度の補助事業の対象となったことから、3 月補正に前倒しして、1,955 万 4,000 円を増額するものです。なお、当該事業は令和 7 年度に繰り越して実施いたします。次に、21 ページ上段を御覧ください。都市計画道路 3・4・7 号取手東口城根線に要する経費につきましては、交付額が申請額を上回ったことにより、交付額全額を充当するよう財源充当の変更をするものです。次に、都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線に要する経費につきましては、用地補償が令和 7 年度予算での実施となったため、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金を減額し、工事請負費へ組替えを行うものです。次に、21 ページ下段から 22 ページ上段を御覧ください。樋管の維持管理に要する経費及び都市排水整備に要する経費につきましては、充当する地方債を変更したことにより、財源充当の変更をするものです。最後に、22 ページ上段を御覧ください。みどりの基金積立金につきましては、みどりの基金寄附金の歳入が増加したことに伴い、4 万 3,000 円を増額しております。建設部所管の説明は以上となります。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。都市整備部所管について、ご説明申し上げます。補正予算書 20 ページを御覧ください。大規模建築物等耐震化支援事業に要する経費でございます。歳出の大規模建築物等耐震診断補助金、610 万 7,000 円の減額でございます。耐震診断 1 件の補助金となっておりましたが、建築物所有者から申請がなされず不用額が発生したことから、減額の補正を行うものであります。あわせて歳入につきまして、補正予算書 9 ページから 10 ページを御覧ください。耐震診断 1 件に対して、国の補助金として社会資本整備総合交付金、305 万 3,000 円と、県の補助金として、大規模建築物等耐震化支援事業補助金、203 万 5,000 円を見込んでおりましたので、合わせて

減額の補正を行うものであります。続きまして、補正予算書 22 ページをお開きください。西口都市整備事業費につきまして、取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金、555 万円の減額を計上しております。こちらは、取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算におきまして、今年度の市街地再開発事業等補助金の予算を減額することから、繰出金につきましても減額補正をするものであります。都市整備部所管の説明については以上でございます。

○教育部長（井橋貞夫君） 教育委員会、井橋です。教育委員会の所管事業、歳入歳出の御説明をいたします。まず、歳入になります。10 ページをお開きください。1 番下の 18 款、寄附金、1 項、寄附金、教育費寄附金、25 万円増につきましては、戸頭中学校の吹奏楽部に充ててほしいとの趣旨で 15 万円の寄附、放課後子どもクラブの運営に充ててほしいという趣旨で 10 万円の寄附をそれぞれ受けました。歳入の説明は以上となります。続きまして、歳出の説明になります。23 ページをお開きください。奨学生貸付金、132 万円の減につきましては、今年度は奨学金の新規貸付けがなかったことから、新規貸付け分を全て減額し、奨学基金に積み立てるものです。その下、奨学基金積立金、165 万 6,000 円増につきましては、ただいま御説明しました奨学金貸付金減額分 132 万円と、11 ページにあります奨学金貸付金元利収入など歳入補正 33 万 6,000 円増を合わせた金額を奨学基金に積み増しし、来年度以降の奨学金の貸付けに充てるものです。その下の、指導主事派遣負担金、173 万 4,000 円増につきましては、茨城県議会において給与改定に係る条例成立がなされたことに伴い、当市教育委員会に派遣されている指導主事に係る給与費等負担金について、当初見込んでいた予算額が不足するため補正するものです。続きまして、24 ページの 9 款、教育費、2 項、小学校費、小学校管理に要する経費、4,000 万円の増です。令和 7 年度に計画していた遊具更新工事が国の令和 6 年度補正予算の対象となったことから、工事請負費 4,000 万円を新たに計上するものです。取手東小学校、寺原小学校、戸頭小学校、山王小学校の 4 校について、ジャングルジムや滑り台などの老朽化の著しい屋外遊具の更新工事を行います。なお歳入につきましては、補正予算書 9 ページ、15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、小学校費補助金の学校施設環境改善交付金のうち、1,179 万 9,000 円、及び 12 ページにあります市債の小学校施設整備事業債のうち、2,780 万円を合わせて新たに計上し、工事費の歳出に充当します。また、補正する歳入歳出は、全て令和 7 年度に繰り越して実施します。続きまして、24 ページの 9 款、教育費、2 項、小学校費、小学校建設事業に要する経費、8 億 7,140 万円の増、まず令和 7 年度に計画している白山小学校長寿命化改良工事第 4 期について、工事請負費 7 億 3,600 万円及び監理委託料 2,540 万円を合算した 7 億 6,140 万円を計上します。2 月 14 日の令和 7 年度当初予算案の説明の際には、国の令和 6 年度補助事業の対象となったことから、工事請負費 8 億 9,000 万円及び監理委託料 2,540 万円を合算した 9 億 1,540 万円を令和 6 年度予算に前倒しして計上すると説明しておりましたが、その後 2 月 17 日に国庫負担金の交付決定を受けたところ、国の予算年度が令和 6 年度と令和 7 年度に分かれていることが判明したため、9 億 1,540 万円のうち 7 億 6,140 万円を令和 6 年度分として計上します。なお事業費の差額、1 億 5,400 万円については、この後、別途ご説明させていただきます令和 7 年度補正予算（第 1 号で令和 7 年度分の工事請負費として計上することとしております。白山

小学校では第4期工事として、給食室の長寿命化改良工事、校舎・体育館・給食室を一体化するための増築工事等を行います。続きまして、令和7年度に計画している高井小学校校庭整備工事が国の令和6年度予算の対象となったため、工事請負費1億1,000万円を新たに計上します。高井小学校では、ゆめみ野地区の人口増加による児童数の増加に伴い、適切な屋外環境を整備するための校庭整備工事を行います。なお歳入につきましては、9ページにあります15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、公立学校施設整備費負担金で、令和6年度分の922万4,000円を計上しています。また、同ページにあります学校施設環境改善交付金のうち、2,572万9,000円、及び12ページにあります市債の小学校施設整備事業債のうち8億2,340万円を合わせて新たに計上し、工事費等の歳出に充当します。また、補正する歳入歳出は、全て令和7年度に繰り越して実施します。続きまして、25ページ、3項、中学校費の中学校建設事業に要する経費、4億6,630万円の増は、令和7年度に計画しています永山中学校改修工事が、令和6年度予算の対象となったため、工事請負費4億5,000万円及び監理委託料1,630万円を新たに計上するものです。永山中学校では、ゆめみ野地区の人口増加による生徒数の増加に伴い、普通教室の不足が見込まれることから、必要な教室数を確保するための改修工事を実施するとともに、誰もが不自由なく学校生活を送れるよう、バリアフリー化工事等を併せて行います。なお、歳入につきましては、補正予算書9ページ、15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、学校施設環境改善交付金6,722万5,000円、また12ページの市債の中学校施設整備事業3億9,230万円、及び同ページにあります市債の防災・減災国土強靱化緊急対策事業債660万円を併せて新たに計上し、工事費等の歳出に充当します。補正する歳入歳出は、全て令和7年度に繰り越して実施します。続きまして、25ページ、9款、教育費、6項、保健体育費、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費は光熱水費の高騰による不足分を――不足額と公共下水道工事の完了に伴い、新たに下水道使用料が発生したため、1,719万円を計上しております。教育委員会の所管の歳入歳出についての説明は以上となります。

○総務部長（吉田文彦君） 総務部、吉田です。続きまして、補正予算書の5ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正について御説明いたします。内訳につきましては、それぞれの所管部長から説明させていただきます。まず、総務部所管分についてです。2款、総務費、1項、総務管理費、藤代庁舎空調設備改修事業について、こちらは空調設備の一部が故障し修繕を行うための資材調達に不測の日数を要しており、年度内完成が困難な状況であることから、修繕料245万3,000円を翌年度に繰越しするものです。次に、藤代庁舎受変電設備改修事業については、老朽化に伴う受変電設備の改修に係る資材のうち、受注生産品である高圧ケーブルの納期に時間を要しており、年度内完成が困難な状況であることから、工事費495万円を翌年度に繰越しするものです。総務部所管は以上となります。

○福祉部長（鈴木文江君） 福祉部、鈴木です。福祉部所管の繰越明許費補正について、ご説明申し上げます。繰越明許費補正の民生費、生活保護費の訴訟関係経費33万円は、先ほど福祉部所管の歳出でご説明申し上げました代理人弁護士に対して成功報酬として支払う訴訟代理委託料であります。東京高等裁判所決定が確定したため、歳出予算に計上い

たしましたが、申立人が最高裁判所へ特別抗告を行ったため、令和7年度での予算執行となる可能性もあることから、繰越明許費を合わせて設定させていただきました。福祉部所管については以上となります。

○建設部長（渡来真一君） 建設部、渡来です。続きまして、建設部所管の繰越明許費について御説明いたします。第2表の7款、土木費、2項、道路橋りょう費を御覧ください。橋りょう長寿命化事業及び歩道橋長寿命化事業については、関係機関とのスケジュール調整に時間を要したため、工事請負費として9,867万9,000円を翌年度へ繰り越します。下に移りまして、戸頭新屋敷（市道2241号線他）道路改良事業は、電柱類の移設協議や移設工事に不測の日数を要し、年度内の完成が困難な状況であるため、工事請負費5,468万9,000円、補償・補填及び賠償金500万円、合わせて5,968万9,000円を翌年度へ繰り越します。下に移りまして、桑原（市道4042号線）通学路整備事業は、用地取得に不測の日数を要し、年度内の完成が困難な状況であるため、工事請負費2,305万8,000円を翌年度へ繰り越します。下に移りまして、3項、都市計画費です。地籍調査事業は、国の令和6年度の補助事業対象となったことから、予算を3月補正に前倒して計上し、令和7年度において事業を実施するため、1,955万4,000円を翌年度へ繰り越します。下に移りまして、都計道3・5・23号北敷・沼附線整備事業は、用地取得に不測の日数を要し、年度内の完成が困難な状況であるため、工事請負費へ組替えし、工事請負費1億1,005万3,000円を翌年度へ繰り越します。下に移りまして、下高井水砂雨水排水整備事業は、当該施工箇所内の地権者による境界確定に不測の日数を要し、年度内の完成が困難な状況であるため、委託料2,719万3,000円を翌年度へ繰り越します。下に移りまして、4項、住宅費です。旧住宅用地造成事業におきましては、当該用地の地権者への返還に当たり工事を進めてまいりましたが、造成土の納入時期や今後の天候により時間を要することが懸念されるため、工事請負費として2,937万円を翌年度へ繰り越します。最後に、下に移りまして、10款、災害復旧費、3項、公共土木施設災害復旧費です。道路橋りょう災害復旧事業は、工事発注契約後、下請業者となる専門業者の確保に不測の日数を要し、年度内の完成が困難な状況であるため、工事請負費として3,637万4,000円を翌年度へ繰り越します。建設部所管の説明は以上となります。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。続きまして、都市整備部所管について御説明いたします。補正予算書5ページを御覧ください。7款、土木費、3項、都市計画費、桑原地区整備推進事業でございます。こちらは、準備組合が行う本組合の設立準備業務に対する補助金であり、茨城県と一体となって令和7年度中の都市計画決定を目指す中で、本業務についても並行して進めていく必要があることから、桑原地区土地区画整理事業補助金4,358万5,000円を令和7年度に繰越しをするものでございます。都市整備部所管は以上でございます。

○教育部長（井橋貞夫君） 教育委員会、井橋です。続きまして、教育委員会所管の繰越明許費補正について説明させていただきます。補正予算書の5ページ、9款、教育費の表に事業が記載されております。1項、教育総務費、戸頭小学校損害賠償金23万6,000円につきましては、昨年4月に戸頭小学校で発覚しました、学校徴収金の未返金事案に係る

市からの損害賠償に要する経費です。年度内に賠償が完了する見込みが立たないことから、損害賠償金及び事務経費の一部を翌年度に繰り越すものです。続きまして、小学校遊具安全対策事業から、永山中学校改修事業までの4事業につきましては、先ほどの歳出の説明の中で内容を申し上げましたので、改めての説明は省かせていただきます。教育委員会の繰越明許費の説明は以上となります。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 政策推進部、齋藤です。次に、政策推進部所管の東京藝術大学連携事業について御説明いたします。本件につきましては、事業の対象となる東京藝術大学大学美術館取手収蔵棟の完成及び収蔵品の移転・整理の進捗が遅れ、令和6年度内中に収蔵作品展覧会を実施できなかったことにより、200万円を繰越しをいたします。繰越明許費補正の説明は以上となります。

○消防長（岡田直紀君） 続きまして、消防本部、岡田からは、消防本部所管の債務負担行為補正について御説明いたします。6ページ、第3表を御覧ください。いばらき消防救急無線・指令センター更新費負担金でございます。消防自動車や救急自動車に積載している車両動態表示設備の通信規格FOMA（フォーマ）のサービスが令和8年度3月末で終了となるため、新たに通信規格LTEの使用が可能となるよう、車両動態表示設備の部品の一部を交換していくものでございます。従来、各消防本部ごとに通信料の支払いが行われており、順次、消防本部単位で工事が進められるため、切替え後の通信料に差異が発生することから、事業期間の令和6年度から令和7年度までの2か年については、当該負担金によるものとされております。増額の理由としましては、近年の物価高騰により通信費分が増えることで3,000円が増額となり、限度額を736万7,000円に増額補正するものでございます。以上で消防本部所管の説明を終わります。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。続きまして、議案書7ページを御覧ください。第4表、地方債補正は、歳入歳出予算に係る各担当部長からの説明にありまして、小学校施設整備事業及び防災・減災国土強靱化緊急対策事業の2件を追加するとともに、市道整備事業など6件の限度額を変更するものです。以上が、議案第14号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）の説明となります。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。議案第15号、令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億990万円を減額し、予算総額を12億8,083万8,000円とするものであります。それでは、補正予算書7ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出から御説明いたします。1款、3項、事業費の取手駅北地区建築物整備事業に要する経費につきまして、市街地再開発事業等補助金1億990万円の減額を計上しております。こちらにつきましては、都市計画決定後に再開発準備組合が行う建築設計及び事業計画作成に要する事業費について、準備組合に対して補助金を交付するものであります。しかしながら、先日の議員全員協議会で報告をさせていただきましたように、一部地権者が再開発事業へ参加しない旨の意向を準備組合に対して示しました。これにより、再開発事業の施行区域が変更となる見込みとなり、これに伴って都市計画決定手続を再度やり直さなければならないため、市は準備組合

からの依頼により、都市計画決定手続を停止することといたしました。なお、当該補助金につきましては、都市計画決定後に準備組合が行う業務に充てることから、都市計画決定後でない補助金の執行が不可能なため、全額減額補正するものであります。歳出につきましては以上でございます。続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。補正予算書6ページでございますが、2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、社会資本整備総合交付金5,495万円の減額、4款、繰入金、1項、他会計繰入金、一般会計繰入金555万円の減額、7款、市債、取手駅北市街地再開発事業債4,940万円の減額を計上しております。これら歳入の減額は、先ほど歳出で御説明いたしました市街地再開発事業等補助金の減額に伴う財源の減額となっております。歳入につきましては以上でございます。続きまして、補正予算書3ページをお開きください。第2表、繰越明許費でございます。取手駅北土地地区画整理事業、1億1,959万2,000円を繰越しさせていただきます。主な繰越内容といたしましては、都市計画道路3・3・1号の拡幅整備及び都市計画道路3・5・39号の歩道整備工事となります。2つ目といたしまして、先日入札を行いました取手駅西口ペDESTリアンデッキ床板舗装工事となります。工事内容といたしましては、ペDESTリアンデッキ上の老朽化したタイルなどを撤去して、舗装仕上げを行う工事となります。続きまして、補正予算書4ページ、第3表、地方債補正についてですが、取手駅北市街地再開発事業の限度額、4,940万円を全額減額するものです。最後に、補正予算書8ページをお開きください。地方債の現在高の見込みに関する調書についてですが、地方債の主なものとしたしましては、取手駅北土地地区画整理事業債、合併特例債となっております。合計で前年度末現在高見込額55億7,286万8,000円、当該年度末現在高見込額55億7,802万1,000円となっております。説明は以上でございます。

○健康増進部長（彦坂 哲君） 健康増進部、彦坂です。私からは、議案第16号、令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。既定の予算に歳入歳出それぞれ339万9,000円を追加し、予算総額を39億8,559万7,000円とするものです。初めに、歳入について御説明いたします。補正予算書4ページ上段を御覧ください。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金では、後期高齢者人間ドック検診事業繰入金、339万9,000円を増額しております。これは人間ドック受診者が当初見込んでいたよりも増加したことにより、後期高齢者人間ドック検診助成金の予算額に不足が見込まれることから、増額補正を行うものです。続きまして、歳出です。同じく補正予算書4ページ中段を御覧ください。1款、総務費、1項、総務管理費、一般管理費において339万9,000円の増でございます。これは先ほど歳入で御説明した後期高齢者人間ドック検診助成金の増額補正によるものです。私からの説明は以上となります。

○福祉部長（鈴木文江君） 福祉部、鈴木です。議案第17号、令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,704万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ96億1,291万7,000円とするものです。初めに歳入について、主な内容をご説明申し上げます。4ページを御覧ください。1款、介護保険料、1項、介護保険料ですが、介護保険料徴収見込額に即し、8,499万3,000円を増額するものです。内訳ですが、現年度の特別徴収保険料

4,557万8,000円、普通徴収保険料3,941万5,000円をそれぞれ増額するものです。次に、介護給付費の増加により、3款、国庫支出金863万4,000円、4款、支払基金交付金1,270万1,000円、5款、県支出金738万円をそれぞれ増額しております。次に7款、繰入金ですが、1項、一般会計繰入金588万円を増額し、2項、基金繰入金7,254万6,000円を減額しております。次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。5ページを御覧ください。2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費を御説明いたします。1目、居宅介護サービス給付費に要する経費は、利用者の増加により給付費が見込みより増えることが予想されるため、1,700万円を増額しております。続いて3目、施設介護サービス給付費に要する経費になります。こちらも利用者の増加により給付費が見込みより増えることが予想されるため、3,000万円を増額しております。以上で説明を終わります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。議案第18号、令和6年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。競輪事業特別会計補正予算書の2ページを御参照ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5億4,100万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,277万5,000円とするものです。それでは、歳入予算から御説明いたします。補正予算書の4ページをお願いいたします。1款、入場料収入、1項、入場料収入の特別観覧席入場料は、第1特別観覧席の改修やインターネット投票の普及など、競輪場への来場者や施設利用者が減少したことから、収入見込みを下回ったため、163万5,000円を減額しております。2款、車券発売収入、1項、車券発売収入の通常開催車券発売収入は、1月1日から3日の市営競輪前節F2競輪、1月12日から14日の後節F1競輪が終了し、通常開催車券売上額が確定したため、5億8,482万7,000円を減額しております。なお、令和6年度取手市営競輪の売上げは前後節を合わせまして、22億1,517万3,800円となっています。5款、繰越金、1項、繰越金の前年度繰越金は、令和5年度からの繰越額が確定したことにより、5,044万2,000円を増額しております。6款、諸収入、2項、受託事業収入の場外車券発売事務受託収入は、3月実施予定の場外発売1開催を残しておりますが、それ以外の場外発売の車券売上額が確定したことにより、収入見込みを下回る見通しのため、498万円を減額しております。続きまして、歳出予算について御説明いたします。補正予算書の5ページをお願いいたします。1款、競輪事業費、2項、事業費の通常競輪事業に要する経費ですが、委託料については市営本場開催が終了したため、車券売上額に対して発生する場外車券発売開催委託料を1億6,000万円減額しております。負担金、補助及び交付金については、車券売上額に対して発生する全国競輪施行者協議会分担金を1,000万円、JKA交付金を2,100万円減額しております。償還金、利子及び割引料については、市営本場開催が終了し、通常開催車券売上額が確定したため、当該売上げ額の75%を払い戻す的中車券払戻金を4億4,000万円減額しております。1款、競輪事業費、2項、事業費の場外車券発売競輪事業に要する経費につきましては、本件補正予算で歳入の場外車券発売事務受託収入を減額したことに伴い、財源充当の変更をしております。次に、補正予算書の5ページから6ページをお願いいたします。3款、諸支出金、1項、諸支出金の競輪事業一般会計繰出金は、歳入面でインターネット投票による好調な車券売上

げや歳出面で経費削減に努めたことにより、9,000万円を増額しております。なお、議案第14号の一般会計補正予算（第11号）の歳入で、21款、諸収入、5項、収益事業収入の競輪事業特別会計繰入金を9,000万円増額しております。令和6年度の一般会計への繰出金は、合わせて1億1,000万円となります。本件補正予算の説明は以上となります。

○副市長（伊藤 哲君） 副市長の伊藤でございます。議案第19号、令和7年度取手市一般会計予算について御説明いたします。初めに、私から予算の概要について、予算説明書を用いて説明してまいります。それでは、予算説明書3ページを御覧ください。令和7年度一般会計当初予算の規模は、504億4,000万円で、前年度当初予算と比較して、76億円の増、率にして17.7%の増となり、過去最大の予算規模となりました。大幅な増となった要因は、市立小中学校体育館及び中学校武道場への空調設備設置事業で、18億2,000万円の増となったこと、ふるさと取手応援寄附金の大幅な増加に伴い、ふるさと取手応援寄附金推進事業が約14億9,000万円の増となったことなどが挙げられます。次に、歳入について概要を御説明いたします。6ページを御覧ください。款ごとに、令和7年度と令和6年度の当初予算額を比較し、増額が大きいものを御説明いたします。1款の市税は、国の定額減税の影響がなくなることや企業業績の伸びなどを見込み、8.8%の増となっております。一方、10款の地方特例交付金は、定額減税による市税の減収補てんがなくなるため、18.1%【「18.1%」を「84.1%」に発言訂正】の減となっております。18款の寄附金は、ふるさと取手応援基金寄附金の10億円増を見込み、50%の増となっております。22款の市債は、小中学校体育館及び中学校武道場への空調設備設置などの財源とした地方債発行などにより、全体で187%の増となっております。歳入の説明は以上となります。続きまして、歳出について主な事業を款ごとに御説明いたします。まず、18ページからの総務費です。19ページにありますように、空き家等の実態調査を行い、生活環境の保全や安全安心な地域社会の実現につなげます。20ページにありますように、こども版広報とりででは、小中高校生をメインターゲットとした特別版の広報とりでを発行し、子どもたちの地域への理解を促し、興味・関心を高めます。27ページにあります、行政事務のデジタル化では、RPAや生成AIなどの先端技術を活用し、市民サービスの向上や庁内の業務効率化を推進します。次に、40ページからの民生費です。57ページにあります、こども政策プロモーション事業において、市内に通学する高校生と協働で、こども関連施策のPR動画の作成を行います。子どもや若者の意見を積極的に取り入れることや、次代を担う世代の郷土愛の醸成を図ります。60ページにあります結婚新生活支援事業は、定住人口の増加につなげるため、世帯の所得を500万円未満から600万円未満に引き上げ、対象世帯を拡大します。67ページにあります民間保育園施設整備費補助金等は、令和8年4月に開園予定の仮称取手駅前みつぼし保育園の整備に財政支援をし、子育て支援の充実を図ります。その下の民間保育士確保に関する経費は、新規採用の保育士等や勤務を継続している保育士等に補助金を交付し、安定した人材の確保を図ります。次に、72ページからの衛生費です。73、74ページにありますように、4月から国による定期接種が開始される带状疱疹ワクチン接種について、市独自の任意接種対象者に費用の助成を行い、接種の促進を図ります。次に、89ページからの商工費です。95ページにあります市の観

光パンフレットは、「るるぶ特別編集 取手」の改訂版を作成し、行事・イベント等で配布し、市の知名度やブランド力の向上を図ります。次に、97 ページからの土木費です。98 ページから 101 ページにありますように、戸頭地区のふれあい道路の改修や、市内 3 地区の生活道路の改良、2 路線の通学路の安全対策を進め、引き続き安全安心なまちづくりに取り組みます。102 ページにあります都市計画道路再検討調査では、将来予測を踏まえた都市計画道路網の整備を推進するため、2 か年をかけて路線などの再検証を行います。103 ページにあります桑原地区整備の推進につきましては、引き続き事業化に向けた国県等との関係機関協議を進めるとともに、準備組合に対する事業化支援を行います。また、排水対策としまして、108 ページから 110 ページにありますように、排水ポンプの改修や排水路整備などを進め、家屋の浸水被害や道路冠水を防ぎます。次に、117 ページからの消防費です。119 ページ・120 ページにありますように、消防団活動の充実強化を図るため、消防ポンプ自動車 2 台を更新するとともに、常備消防で吉田消防署の救急自動車及び消防ポンプ自動車を更新し、消防体制の強化を図ります。次に、121 ページからの教育費です。126 ページ、129 ページにありますように、小中学校の児童生徒へのタブレット端末を更新し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。また、127 ページ、131 ページにありますように、小中学校体育館及び中学校武道場に空調設備を設置し、児童生徒の熱中症予防に加え、指定避難所の居住環境を改善します。135 ページにあります東京藝術大学オーケストラ演奏会は、取手市制施行 55 周年を記念した事業として、藝大フィルハーモニア管弦楽団による演奏会を開催し、藝大キャンパスのある取手市ならではの魅力を発信します。137 ページにありますように、藤代小学校放課後子どもクラブにおいては、空調の更新やトイレの設置など、クラブ室改修工事を実施し、利用児童の生活環境改善を図ります。そのほか、142 ページにありますグリーンスポーツセンターの設備更新と改修工事、143 ページにあります旧取手一中体育館の耐震補強大規模改修工事などを実施、市民の健康づくりなどを支援します。以上、令和 7 年度取手市一般会計予算案の概要について、ご説明申し上げました。続きまして、各担当部長より詳細を御説明いたします。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。1 点、訂正をお願いいたします。先ほど伊藤副市長の令和 7 年度一般会計予算の概要に関する説明の中で、地方特例交付金の増減率を「18.1%」の減と御説明いたしましたが、正しくは「84.1%」の減となりますので、訂正のほうをお願いいたします。

それでは、まず歳入につきまして、御手元の予算書と予算説明書に基づいて御説明いたします。内容について、主なものを御説明いたします。予算説明書 8 ページを御覧ください。1 款、市税についてであります。個人市民税の均等割と所得割につきましては、前年度の課税実績を基に算出しております。所得割は令和 6 年度に実施された住民税の定額減税による影響がなくなり、従来 of 課税となることを踏まえ、令和 6 年度の課税実績を基に算出した結果、前年度比 7 億 76 万 2,000 円増の 58 億 9,826 万 3,000 円を見込みました。次に、法人市民税です。法人税割については、8 ページの下から 2 行目の予算額、10 億 9,052 万 8,000 円を見込み、前年度と比べ 3 億 7,165 万 3,000 円の増となっております。

令和7年度につきましては、市内大手企業の業績が好調となったことを考慮しつつ、令和6年度の課税実績を基に算出した結果、増額を見込んでおります。次に、予算説明書9ページを御覧ください。固定資産税の土地については、表の下に予算額とありますが、14億4,101万8,000円を見込んでおります。宅地造成等に伴う地目変更により、前年度と比較し283万9,000円の増となっております。次に、固定資産税の家屋については10ページを御覧ください。表の上に予算額とありますが、28億7,119万5,000円を見込んでおります。新築家屋の増により、前年度と比較して7,428万9,000円の増となります。次に、11ページを御覧ください。軽自動車税種別割は、表の下に予算額とありますが、2億5,966万9,000円を見込んでおります。環境性能割につきましては、登録台数の増により2,227万6,000円を見込んでおります。次に、12ページを御覧ください。市たばこ税です。たばこ税は6億3,828万3,000円を見込んでおります。次に、13ページの滞納繰越分です。税目ごとに、令和6年度分の収入額と不納欠損額から滞納繰越分を算出し、それを基に令和7年度滞納繰越分を見込んでおります。各税目を合計した予算額としては、9,596万4,000円と見込んでおります。次に、14ページから15ページを御覧ください。2款、地方譲与税から10款、地方特例交付金までと、12款、交通安全対策特別交付金については、地方財政計画に基づき推計をいたしました。7款の地方消費税交付金は、県から示された見込額である25億5,700万円を計上しております。前年度と比較して1億4,500万円増の、率にして6%の増となります。10款、地方特例交付金は、国が実施する施策によって地方財政が影響を受けないように交付される財源です。そのうち、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は、新型コロナウイルス感染症への対策として実施されている中小事業者等に対する事業用家屋・償却資産に係る固定資産税の減額措置に伴い、市町村に生じる減収を補てんするために交付されるものです。令和6年度までは補正予算に計上していましたが、令和7年度は当初予算に計上しているため、300万円の皆増となっております。定額減税減収補てん特別交付金は、令和6年度に実施された住民税の定額減税により、市町村に生じる減収を補てんするために交付されたものですので、令和7年度は4億6,216万円の皆減となります。次に、右の15ページ上段、11款、地方交付税についてです。普通交付税は83億6,000万円を見込んでおります。前年度より8,000万円の減となります。ここからは予算書のほうを御覧ください。15款、国庫支出金についてです。28ページ中段の第1項、国庫負担金は1目、民生費国庫負担金で、67億724万6,000円を計上しております。主なものを申し上げますと、社会福祉費負担金の自立支援給付費負担金が11億7,800万円、児童手当負担金が3歳未満と3歳以上を合わせて16億6,120万9,000円、児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金が13億1,985万1,000円、29ページ上段の生活保護費負担金が18億6,622万5,000円などとなっております。続いて、中段から始まります、2項、国庫補助金につきましても主なものを申し上げます。まず2目、民生費国庫補助金の中段にあります、就学前教育・保育施設整備交付金は、取手保育園の増改築、つつみ幼稚園の改修、光風台幼稚園の改築に対して、市が支出する補助金の財源として受け入れるもので1億4,752万円となっております。次に、30ページ中段の4目、土木費国庫補助金の防災・安全交付金のうち、

生活空間の安全確保分は、ふれいあい道路の改修や通学路整備事業、都市計画道路整備事業に対する交付金で、合わせて2億4,870万円となっております。次に、16款、県支出金です。主なものとしましては、31ページ下段の2目、民生費県負担金の自立支援給付費負担金が5億8,900万円、子どものための教育・保育給付費負担金が5億7,465万2,000円などとなっております。次に、18款、寄附金であります。36ページ中段のふるさと取手応援寄附金は、10億円増の30億円を計上しております。令和6年度においても寄附金の価格設定の見直しなどにより、寄附が大幅に増加しております。令和7年度は新たなポータルサイトの本格運用や、中間管理事業者のさらなる活用などにより、30億円を目標として取り組んでまいります。次に、19款、繰入金です。予算書37ページ中段からの2項、基金繰入金のうち、1目、財政調整基金繰入金は、前年度から2億円増の8億円、2目、減債基金繰入金は、前年度から1億5,000万円増の3億円を計上しております。4目、公共施設整備基金繰入金は、グリーンスポーツセンターの改修のほか、働く婦人の家や白山公民館の空調設備改修などの財源として、8,355万7,000円を計上しております。6目、ふるさと取手応援基金繰入金については、前年度比8億4,180万円増の24億4,637万8,000円を計上しております。これは昨今の寄附金額の増加傾向を踏まえ、福祉・教育・文化などの各分野の事業に充当する金額を増額したほか、ふるさと取手応援寄附金推進事業においては、寄附金の増加に伴い、返礼品代や送料などの経費も増えるため、経費に充当する分の繰入金も増となったものです。なお、基金を充当する主な事業ですが、小中学校の児童生徒が使用するタブレット端末の更新に1.9億円を充当しております。また、10目、地域振興基金繰入金は、令和4年度・5年度に合併特例債を活用して造成した基金を、新市まちづくり計画に沿って活用するもので、令和6年度に償還する金額の見合い分である2億2,569万円を計上しております。小堀の渡しや観光協会補助金といった地域の振興に資する事業のほか、地域の連帯の強化という観点で、スポーツ協会・消防団・民生委員協議会などの各種団体への補助金を中心に活用しております。次に、39ページ中段の競輪事業特別会計繰入金は、通常競輪の開催が1開催増えることによる車券発売収入などの増を見込み、1,000万円増の3,000万円としております。また、予算書40ページからの5目、雑入は、前年度と比較して2億598万4,000円の税増となっております。主な要因は、41ページ上段のデジタル基盤改革支援補助金で、自治体情報システムの標準化・共通化に係る事業などへの補助金として、1億1,220万8,000円増の1億2,761万6,000円を計上しております。また、同じく41ページ下段の新型コロナウイルスワクチン助成金は、令和6年度は補正予算に計上していたことから、9,163万2,000円の皆増となります。次に、予算書43ページからの第22款、市債についてであります。43ページ下段の8目、緊急防災・減災事業債については、前年度と比較して22億3,880万円増の22億4,420万円を計上しております。大きく増となった要因は、小中学校体育館の空調設備設置や、旧取手一中体育館の耐震補強・大規模改修工事を実施することなどによるものです。44ページ上段の合併特例債は、今まで様々な事業に活用してまいりましたが、令和6年度で発行上限まで使い切りますので、令和7年度からは計上がなくなります。また臨時財政対策債は、前年度1億円を計上してまいりましたが、今年度は計上しておりませ

ん。これは令和7年度の地方財政計画では、地方税等の地方財源の増加傾向を反映し、地方の財源不足が縮小する見通しであることから、地方交付税の振替分である臨時財政対策債が発行不要となったことによります。歳入につきましての説明は以上です。続きまして、歳出予算について、各款ごとに主なものを各部一括にて御説明いたします。

○**議会事務局長（前野 拓君）** 議会事務局、前野です。1款、議会費について、ご説明申し上げます。まず最初に、議会費全体としては、令和6年度当初予算額と比較しますと、268万円増の2億7,550万2,000円となっております。全体として増額の理由といたしましては、議員の皆様に貸与しておりますタブレット端末26台の新規入替えが主なものとなっております。それでは各事業の中で、主なものをご説明申し上げます。予算書45ページ、予算説明書16ページをお開き願います。議員報酬等に要する経費、1億9,143万2,000円でございます。昨年度と比較して、全体で226万円の減額となっております。期末手当につきましては、人事院勧告に伴う支給率の増により、57万4,000円の増額となり、また議員共済給付費負担金は負担金率が年々下がっておりますので、令和6年度より283万4,000円減の3,176万4,000円となっております。次に、予算書46ページ、予算説明書16ページから17ページ、議会調査運営に要する経費、1,224万5,000円です。令和2年8月から議員の皆様に貸与しておりますタブレットでございますが、令和7年度はタブレット使用料294万円と、修繕料31万6,000円、電子書棚及び電子採決システム使用料99万円を計上しております。現在ご使用のタブレットは令和5年8月から再リース契約へと移行しておりましたが、導入から既に5年が経過することから、新規端末への入替えに伴う経費として、257万円を計上しております。続きまして、予算書47ページ、議会報及び会議録発行に要する経費、332万5,000円でございます。主に議会報ひびき概要版発行に伴う経費として、印刷製本費24万5,000円、2つ折りと封入の手数料として17万1,000円を計上しております。以上、1款、議会費の説明を終わります。

○**総務部長（吉田文彦君）** 総務部、吉田です。続いて、2款、総務費につきまして御説明いたします。総務費の所管については、総務部、政策推進部、財政部、会計課及び監査委員事務局に分かれており、各所管部長から御説明いたします。総務費の説明に入る前に、まず一般会計における人件費についてご説明申し上げます。予算説明書192ページ、令和7年度一般会計性質別歳出内訳の表を御覧ください。表の2行目、一般会計の人件費総額は87億3,673万6,000円を計上しております。対前年度比5億7,038万3,000円、率にして7%の増となっております。その内訳ですが、表の上から3行目、特別職の人件費については6,094万8,000円で、対前年度比1,496万2,000円、32.5%の増となっております。増の主な要因は、令和6年度の当初予算において1名分の計上となっていた副市長の人件費を令和7年度当初予算から2名分の計上としたことによるものです。次に、一般職の人件費については、5行目を御覧ください。68億6,821万4,000円で、対前年度比3億1,862万1,000円、率にしまして4.9%の増となっております。主な要因は、人事院勧告に伴う給料表の改定や期末勤勉手当の支給率の増、また地域手当の支給率が11%から12%に増となったことなどが挙げられます。次にその下、会計年度任用職員の人件費ですが、14億6,405万7,000円で、対前年度比1億8,971万円、14.9%の増となっております。こ

ちらにつきましても、主な要因は人事院勧告に伴い報酬単価や期末・勤勉手当の支給率が増となったことが挙げられます。それでは、2款、総務費の説明に入らせていただきます。新規事業や増減の大きなものなど、主なものにつきましても、予算説明書に基づき御説明させていただきます。それでは、予算説明書19ページを御覧ください。防犯に要する経費、1,943万4,000円です。前年度比168万8,000円の増となります。こちらは防犯活動推進員の報酬が増額改定となったことなどが主な要因となります。同じく19ページ中段、空き家等の適正管理事業に要する経費、361万3,000円です。前年度比169万円の増となります。主な要因としましては、所有者等に対して、空き家等の管理状況に応じた情報提供や助言など空き家等の適正管理を行うため、台帳管理している空き家等の現状を把握するため、空家等の実態調査委託料を新たに計上したことが挙げられます。次に、26ページ中段から28ページにかけての、電算・OA化等に要する経費、5億3,245万4,000円です。主なものは、住民基本台帳、各種税台帳など大量のデータ処理システム、財務会計、予算編成などの事務処理システムほか定型の業務について、効率的で正確に行うための情報処理委託料及び庁内ネットワークの管理委託料です。令和6年度と比較して1億953万3,000円の増となります。主な要因としましては、令和7年10月に開始を予定している財務会計システムの電子決裁機能の拡充に係る環境構築費が202万6,000円の増、AI音声認識や生成AIなどのAI技術活用業務支援システム使用料が211万2,000円の増となったことなどが挙げられます。また、国が推進する地方自治体のデジタル化に関連した住民基本台帳や税等の基幹業務システムについて、国が定める統一仕様へ標準化・共通化するための自治体情報システム標準化・共通化業務委託料が6,806万8,000円の増、これに関連してガバメントクラウド運用管理補助委託料が1,245万1,000円の増、ガバメントクラウド利用料が2,291万7,000円の増となります。このうち、自治体情報システム標準化・共通化業務委託料につきましては、全額が補助金により財政措置される見込みとなっております。同じく28ページ下段から29ページにかけての、自転車駐車場の維持管理に要する経費、6,276万4,000円です。前年度比104万9,000円の増となります。主な要因としましては、自転車駐車場管理委託の人員費増とサイクルステーションとりでの修繕料が増となったことが挙げられます。同じく29ページ下段、地区振興に要する経費、2,538万9,000円です。前年度比1,477万1,000円の減となっております。主な要因としましては、一般財団法人自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業補助金が、令和6年度は備品の購入及び集会所建設費と2件の申請がありましたが、令和7年度は備品の購入申請の1件となることが挙げられます。次に、30ページ上段の地区集会所整備に要する経費、258万1,000円です。前年度比118万3,000円の減となっております。主な要因としましては、令和6年度と比較し、整備事業の件数が2件減ったことが挙げられます。同じく30ページ下段から31ページにかけての、防災訓練に要する経費45万5,000円です。例年実施しております住民避難及び避難所開設訓練に伴う費用となりますが、前年度比25万4,000円の減となっております。主な要因としましては、訓練実施に伴う職員の時間外勤務について、令和6年度に実施いたしました浸水想定区域内の住民を対象とした住民避難訓練及び避難所開設訓練における職員の勤務実績に基づき、

訓練実施に伴う職員の時間外勤務が減となったことが挙げられます。次に、31 ページ上段、災害対策に要する経費、3,005 万 9,000 円です。前年度比 462 万 5,000 円の増となっております。主な要因としましては、令和 4 年に作成しました取手市総合防災マップの増刷と大規模災害に備え、自主防災組織による避難所開設に向けた避難所開設用キーボックスの設置工事が挙げられます。同じく 31 ページ下段から 32 ページにかけての、防災施設等の整備に要する経費、2,949 万円です。前年度と比べ 855 万 8,000 円の増となっております。主な要因としましては、茨城県内の市町村で使用しております茨城県防災情報ネットワークシステムの更新作業に伴う負担金及び全国瞬時警報システム J - A L E R T 専用の衛星アンテナの新規設置工事が増となったことが挙げられます。次に、33 ページ上段の男女共同参画社会の推進に要する経費、357 万 6,000 円です。前年度と比べ、244 万 3,000 円の増となります。主な要因としましては、第 5 次取手市男女共同参画計画の策定に先立ち、市民及び事業所へのアンケート調査を実施することから、アンケートの集計に係る委託料のほか、調査票郵送に伴う通信運搬費が増となったことが挙げられます。次に、35 ページ下段から 37 ページにかけての、3 項、戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務に要する経費、1 億 3,108 万 6,000 円です。前年度と比較し、8,791 万 9,000 円の増となっております。主な要因は、戸籍法改正による氏名の振り仮名を戸籍に記載するための通知書作成と送付、戸籍システム標準化へ対応するための業務委託が増となったことが挙げられます。次に、37 ページ中段、個人番号事務に要する経費、6,565 万 3,000 円です。前年度と比較し、2,118 万 2,000 円の増となっております。主な要因としましては、マイナンバーカード特急発行等に伴う会計年度任用職員の増員と、会計年度任用職員の報酬改定に伴う増が挙げられます。次に、38 ページ上段、4 項、選挙費の参議院議員通常選挙に要する経費、5,788 万 5,000 円です。参議院議員の任期満了に伴い執行が予定される選挙経費です。主なものは選挙管理委員や投票管理者・立会人等の報酬、選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当、投票所入場整理券の郵送料、ポスター掲示場設置撤去業務委託や、投票事務従事者派遣業務に係る経費です。また、次の県知事及び県議会議員補欠選挙の同時選挙に要する経費 6,154 万 4,000 円は、県知事の任期満了に伴い執行が予定される県知事選挙及び取手市選挙区の県議会議員に欠員が生じていることに伴う県議会議員補欠選挙の経費です。主なものは先ほどの参議院議員通常選挙の内容と同じです。以上、総務費のうち総務部所管の主な内容について御説明いたしました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 政策推進部、齋藤です。続きまして、政策推進部所管の事業のうち、主なものをご説明申し上げます。まず、予算説明書 20 ページ、広報発行に要する経費 2,263 万 7,000 円につきましては、広報紙を通じて市の施策やお知らせ、イベント、市内の出来事などの情報を市民に簡潔に分かりやすく伝えるため、印刷業務委託料や折込手数料、備品購入費など必要な経費を計上しております。平成 7 年度の新規事業として、こども版広報とりでと市政要覧を作成するため、前年度比 186 万 2,000 円の増となっております。続きまして、予算説明書 22 ページ、ホームページ管理に要する経費 549 万 5,000 円、前年度比 31 万 4,000 円の増となります。増額の要因は、主にメール配信シ

システム管理委託料の値上がりによるものです。続きまして、予算説明書 25 ページ、シティープロモーションに要する経費 648 万 8,000 円となります。主に動画やプレスリリース、SNS等を効果的に活用して、市内外へ取手市の魅力発信を行うために必要な経費を計上しております。令和7年度の新規事業として、テレビ番組の人気コーナー、出張なんでも鑑定団の鑑定品募集や、公開収録実施に係る経費を計上しております。前年度比 309 万 7,000 円の減の主な要因は、シティープロモーションサイトのリニューアル事業が令和6年度中に終了したことによるものです。続きまして、予算説明書 34 ページ、常総地方広域市町村圏事務組合負担金 14 億 9,257 万 5,000 円、こちらは前年度比 2 億 6,897 万 2,000 円の増となります。4 市で組合を組織し、ごみの共同処理等を行っております。この負担金は費目によって決められた負担割合に応じて負担をしているものとなります。令和7年度の増額の大きな要因といたしまして、昨年 12 月に常総環境センター内不燃ごみの資源化施設において火災が発生し、ごみの外部搬出処理処分が必要となったため、構成自治体の負担金が増額となったものでございます。続きまして、予算説明書 38 ページ、国勢調査に要する経費、6,914 万 8,000 円です。国勢調査は、居住する全ての人を対象として 5 年に 1 度、10 月 1 日を基準日として行われます。行政を進める上で最も基本となる人口世帯数をはじめとして、男女別・年齢別また産業別などの人口の構造を明らかにし、各種施策の基礎資料とすることを目的としております。主な経費といたしましては、指導員と調査員の報酬になっております。私からは以上です。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。財政部所管分について御説明いたします。予算説明書 23 ページを御覧ください。ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費 44 億 8,576 万 4,000 円につきましては、ふるさと取手応援基金への寄附金や利子の積立て 30 億 185 万 6,000 円、インターネット上での寄附金受付やクレジットカードでの決済、返礼品代や送料及び受領書発行等に係る委託料 14 億 904 万 9,000 円等を計上しております。なお、令和7年度の寄附金につきましては、歳入でもご説明申し上げたとおり、10 億円増の 30 億円を見込んでおります。続きまして、予算説明書 34 ページを御覧ください。市民税等賦課に要する経費 4,407 万 5,000 円につきましては、安定的な市税収入の確保と税負担の公平性を保つため、市民税の適正な申告受付と賦課等を行うための経費でございます。税申告受付において、申告者の待ち時間短縮と会場の混雑緩和を図り、利便性向上を目的として、事前に希望日時を予約できる制度を新たに導入するため、申告受付予約システム使用料として 177 万 1,000 円を計上しております。なお、予約受付システムについては、電話による自動音声案内を用いることにより、インターネット環境のない方にも配慮した取組となっております。以上で、総務費の説明を終わります。

○福祉部長（鈴木文江君） 福祉部、鈴木です。それでは、3 款、民生費について、ご説明申し上げます。民生費は福祉部と健康増進部が所管しております。また、このたびの機構改革により政策推進部所管の事業もございましたので、まず福祉部所管の主な事業を、次に健康増進部所管、政策推進部所管の順で説明いたします。では、まず福祉部所管の主な事業を予算説明書に基づき説明させていただきます。最初に、予算説明書 40 ページ、社会福祉協議会助成に要する経費、1 億 4,225 万 6,000 円です。地域福祉の中心的役割を担

う社会福祉協議会の特性を生かし、各種福祉サービス事業の運営など、市民の生活に直結する事業展開の推進を図るものです。次に予算説明書、同じく 40 ページ、犯罪被害者等支援に要する経費、70 万円です。新規事業としての予算計上であります。議案第 5 号にて、取手市犯罪被害者等支援条例の制定について上程をさせていただいておりますが、犯罪被害者が受けた被害の回復または軽減を図るため、犯罪被害者等支援金 60 万円を計上しております。本条例が議決されましたら、速やかに条例施行規則を整備し、見舞金の種類や金額について規定してまいります。参考として、見舞金の種類と金額について予算説明書に記載しておりますので、後ほど御覧ください。次に、予算説明書 46 ページ、介護給付費等に関する経費、23 億 6,535 万 2,000 円です。障がい者が自立した日常生活等を営むことができるよう、障がいの種類や程度、介護者の状況などを踏まえ、支給決定される障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障がい者の自立支援と福祉の増進を図るものです。前年度と比較しますと、2 億 4,480 万 4,000 円増額となっております。これは扶助費である自立支援給付費の各種障がい福祉サービス、特に共同生活援助グループホームを利用する方や、就労継続支援 A 型・B 型を利用する方が増加していることによるものです。次に、予算説明書 48 ページ、舗装補装具費に関する経費、2,400 万円です。身体障がい者、身体障がい児及び難病患者等の失われた身体機能を補完または代替するための用具の交付及び修理を行うことにより、身体障がい者等の職業、その他日常生活の向上を図るものです。前年度と比較しますと、400 万円増額となっております。これは 6 年度の事業実績を基に 7 年度においても同程度の利用が見込まれることによるためです。次に予算説明書、同じく 48 ページ、地域生活支援事業に関する経費、6,025 万円です。障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、効果的・効率的に柔軟な事業形態による事業を実施し、障がい者の福祉の増進を図るものです。前年度と比較しますと、209 万 5,000 円増額となっております。これは主に重度障がい者の訪問入浴の利用者が増加したことによるものです。次に、予算説明書 51 ページ、高齢者等移動支援事業に関する経費、1,516 万 9,000 円です。前年度と比べまして、8 万 4,000 円の増となります。要介護・要支援の高齢者など移動に制約がある方の外出促進のため、移送団体やタクシーの利用の際の運賃を助成する助成券を交付するものです。そのほか移送団体に車両の点検整備費などを助成することで、サービスの充実を図ります。次に、予算説明書 54 ページ、ふれあいの郷管理運営に関する経費、350 万円です。取手市立特別養護老人ホームふれあいの郷について、経年劣化による防水機能の低下に対応すべく、外壁・屋根改修工事を実施し、入所者の適切かつ安全な居住環境を維持します。改修工事自体は令和 8 年度に実施を予定しており、令和 7 年度は実施設計業務委託の業務委託料を計上しております。次に、予算説明書 55 ページ、高齢者福祉計画介護保険事業計画に要する経費、323 万 4,000 円です。市町村は、3 年間で 1 期とする市町村老人計画または市町村介護保険事業計画【「市町村老人計画または市町村介護保険事業計画」を「市町村老人計画及び市町村介護保険事業計画」に発言訂正】を定めるものとされております。令和 9 年度から——令和 9 年度からを計画期間とする第 11 期取手市高齢者福祉計画、第

10 期取手市介護保険事業計画を策定するに当たり、令和 7 年度において日常生活圏域ニーズ調査などの策定業務の一部を委託するため、業務委託料を計上しております。次に、予算説明書 57 ページ、こども政策推進に要する経費、126 万 3,000 円です。こども政策プロモーション業務委託料について、市の子ども関連施策の P R 動画を市内の高校に通う高校生と協働で作成することで、企画・撮影・編集等の一連のプロセスを通じ、若者が主体的に社会に参画する機運を醸成します。また、こどもまんなか応援サポーターステッカー作成業務委託料については、こどもまんなか宣言の趣旨に賛同し、自らが何らかのアクションを行う企業や団体に対し、申請に応じてこどもまんなか応援サポーターステッカーを配布します。ステッカーの作成に当たっては、中学校・高校からの公募とし、小学生を対象とした投票を行うことでデザインを決定します。企業や店舗の入り口等にステッカーを表示することで、視覚的に子どもや子育て世代を応援し、そうした世代が住みやすい町であることを P R していきます。次に、予算説明書 62 ページ、障害児通所給付費に要する経費、6 億 9,650 万円です。発達に遅れや偏りのある児童が様々な訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう、利用した障がい児通所サービスについて、障害児通所給付費として支給することにより、障がい児の福祉の増進を図るものです。前年度と比較し、1 億 439 万 3,000 円の増額となっております。これは扶助費である障害児通所給付費のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用が増加していることによるものです。次に、予算説明書 63 ページ、民間保育園入所に要する経費、26 億 7,349 万 1,000 円です。市内の保育施設へ入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図ることを目的としており、国の基準により給付するものです。前年度と比較し 2 億 1,999 万 2,000 円増額となっております。これは令和 6 年度の人事院勧告に伴い人件費が増額されたことによるものです。次に、予算説明書 64 ページ、民間保育園運営に関する経費、3 億 9,456 万 8,000 円です。民間保育園等の健全で安定した運営と児童福祉の向上を図ることを目的とし、市内の児童が利用する民間保育園などに対し、施設整備に伴う費用のほか、保育や子育て支援事業の運営に伴う経費を補助するものです。前年度と比較し、6,747 万 1,000 円増額となっております。新規保育園となります仮称取手駅前みつぼし保育園が令和 8 年 4 月から開園予定であることから、開園に向けた改修整備に要する補助金の費用を計上しております。次に、予算説明書 67 ページ、民間保育士確保に関する経費、2,235 万円です。民間保育園等の保育士等を確保するため補助金を交付し、質の高い保育の実施と民間保育園の持続的・安定的な運営を図ることを目的とし、民間保育施設において確保が困難となっている保育士等の雇用促進につなげるものです。新規採用保育士等応援補助金として、新規に雇用された保育士等へ補助金を支給する費用及び保育士等勤続功労補助金として、雇用開始から 3 年目・5 年目・8 年目・10 年目それ以降 5 年ごとに保育士等へ補助金を支給する費用にするものです。次に、予算説明書 69 ページ、医療的ケア児保育に関する経費、784 万 3,000 円です。保育所で喀痰吸引・酸素療法・経管栄養・血糖管理・導尿・人工肛門に伴う医療的ケアを提供するための費用と、医療的ケアが受けられる体制を整備し、児童とその家族を支援することを目的とするものです。前年度と比較し、751 万 9,000 円増額となっております。これは、昨年度までは入所に至ら

なかった医療的ケアを必要とする児童が、新年度には入所予定となることから、医療的ケア看護師の person 費や訪問看護委託料などを計上したことによるものです。次に、予算説明書 70 ページ、生活保護に要する経費、24 億 8,830 万円です。生活保護の申請件数が年々増加している中、その困窮の程度に応じて必要な支援を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立への助長のため支援するものです。前年度と比較し、1 億 3,530 万円の増額となっております。以上、福祉部所管について、ご説明申し上げます。

○健康増進部長（彦坂 哲君） 健康増進部、彦坂です。続きまして、3 款、民生費のうち、健康増進部所管の主な事業を御説明いたします。予算説明書 41 ページを御覧ください。健康づくり推進事業に要する経費、245 万 8,000 円です。前年度と比較して、75 万 8,000 円の減となります。本事業は、あらゆる年代の人が健康で生きがいを持って過ごせるように、健康に関する様々な事業を展開することで、市民全体の健康づくりを推進するものです。とりかめくん 10 周年記念事業の終了に伴い今年度は減額とはなりますが、引き続き幅広い年代層への健康意識の向上を図るため、県公式アプリを活用した健康づくり活動の支援やイベントなどを開催するものです。続きまして、予算書となりますが 112 ページから 113 ページを御覧ください。国民健康保険事業特別会計繰出金、5 億 7,017 万 9,000 円です。前年度と比較して、823 万 3,000 円の増となります。増額の主な理由としましては、職員の給与改定による person 費の増額です。この繰出金は国民健康保険事業の健全運営を図るため、保険基盤安定負担金、未就学児均等割保険料、産前産後保険料、職員給与、事務費、出産育児一時金分として、一般会計から繰り出すもので、地方交付税措置されるものとなっています。続きまして、戻って、予算説明書 42 ページを御覧ください。ウェルネスプラザ管理運営に要する経費、1 億 3,791 万 1,000 円です。前年度と比較しますと、1,689 万 1,000 円の増となります。増額の理由といたしましては、第 3 期となる指定管理期間の更新に伴い、今後 5 年間の person 費や物価高騰などを考慮し、積算された指定管理料となることや、令和 7 年度が第 3 期の初年度となるため、初期投資に要する費用を加味したことによるものです。なお、指定管理期間ですが、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。続きまして、戻りまして、予算書となりますが 130 ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計繰出金、20 億 1,757 万 9,000 円です。前年度と比較しますと、1 億 372 万 1,000 円の増となります。増額の主な理由としましては、被保険者の増により、低所得者等に対する保険料軽減に要する保険基盤安定対策費繰入金及び健康診査人間ドック助成事業に係る健康増進事業繰入金の増額によるものです。この繰出金は、後期高齢者医療事務に要する職員給与、事務費等及び茨城県高齢者医療広域連合への市の負担金や医療費負担分として、一般会計から繰り出すものです。続きまして、予算書 131 ページを御覧ください。医療福祉費助成に要する経費、6 億 7,815 万 3,000 円です。昨年度と比較して、5,049 万 3,000 円の増となります。増額の主な理由としては、医療の高度化などに伴う 1 人当たりの医療費の増などによるものです。主にマル福ぬくもり医療制度に伴う診療や、調剤等医療費の助成費用に充てるものです。健康増進部所管の説明は以上となります。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 政策推進部、齋藤です。民生費のうち、政策推進部が現

在所管しております結婚新生活支援事業について、御説明いたします。予算説明書 60 ページ、結婚新生活支援事業に要する経費、1,504 万 4,000 円です。結婚新生活支援事業は、内閣府が設けている地域少子化対策重点推進交付金を活用し、新婚世帯を対象として、結婚に伴う新生活にかかる経済的な支援を行うものです。令和 7 年度は、より多くの世帯に取手市を市民生活の場として選んでいただくために、夫婦の合計所得要件を 500 万円未満から 600 万円未満へと拡大します。これにより、事業費における補助金分として 300 万円の増額となりますが、この増額分については国の交付金対象要件から外れるため、市の単独事業により行うものです。こちらの事業につきましては、令和 7 年度に新たに設置します、こども部に移管いたします。私からは以上です。

○健康増進部長（彦坂 哲君） 健康増進部、彦坂です。それでは、4 款、衛生費につきまして、健康増進部、まちづくり推進部所管がございますが、私からは健康増進部所管について御説明いたします。予算説明書 72 ページを御覧ください。取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費、3,850 万円です。前年度と比較しますと、178 万 5,000 円の増となります。増額の理由としましては、物価高騰や賃金の上昇に伴う経費の増加によるものです。続きまして、予算説明書 73 ページを御覧ください。公的病院等運営費補助金、1 億 2,143 万 8,000 円です。前年度と比較しますと、15 万 3,000 円の減となります。減額の理由ですが、J A とりで総合医療センターに対する県からの補助金が増額したことにより、市の補助金が減額となったことによるものです。同じく、予算説明書 73 ページを御覧ください。予防接種に要する経費、4 億 104 万 6,000 円です。前年度と比較しますと、9,831 万 7,000 円の増となります。増額の理由の 1 つ目として、令和 6 年度には補正予算で対応していた新型コロナウイルスワクチン接種事業を当初予算に計上したこと、2 つ目としましては、令和 7 年 4 月から定期接種となる帯状疱疹ワクチン接種事業の公費助成の開始によるものとなります。続きまして、予算説明書 75 ページを御覧ください。乳幼児健診に要する経費、1,315 万 9,000 円です。前年度と比較しますと、737 万 4,000 円の減となります。減額の理由としては、保健センターの母子健康事業の一部を、こども相談課に移管することにより、その業務に従事する会計年度任用職員の報酬等も移行することに伴うものです。続きまして、予算説明書 76 ページを御覧ください。母子保健に要する経費、9,961 万 2,000 円です。前年度と比較して、1,679 万 7,000 円の増となります。増額理由の 1 つ目は、茨城県において妊婦・乳児健康診査委託料の見直しがあり単価がアップしたこと、令和 7 年度から妊婦健康診査の助成回数をこれまでの最大 14 回から 16 回に増やしたことによります。2 つ目としまして、産後ケア事業において、産後ケアを必要とする方に対する心身のケアや育児のサポートの充実を図るため、対象となる方の人数を増やしたことによります。また、本事業ではデイサービスやショートステイのほか、新たに居宅訪問を実施してまいります。続きまして、予算説明書 78 ページを御覧ください。妊産婦・子育て女性の健康づくり事業に要する経費、437 万 7,000 円です。前年度と比較して、78 万円の減となります。減額の理由としましては、事業の見直しに伴い、委託料を減額したことによるものです。これまで 3 年間継続しており、御好評をいただいている妊産婦や乳幼児を養育する母親を対象に、運動・相談一体型の健康教室をオンラインと対面教室

で実施し、母親の健康増進及びメンタルヘルスの向上、コミュニティ形成の支援を図ってまいります。続きまして、予算説明書 78 ページを御覧ください。生活習慣病対策検診に要する経費、6,139 万円です。前年度と比較しますと、1,201 万 3,000 円の増となります。増額の理由は、乳がん・子宮がん・大腸がん・骨粗鬆症検診等の受診者数の増加によるものと、各種検診を委託している取手市医師会との協議により、物価高騰と賃金の上昇により各種検診料金が引き上げられたことによるものです。以上、健康増進部所管の説明となります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。続きまして、まちづくり振興部所管歳出予算について御説明いたします。まちづくり振興部は、衛生費、農林水産業費、並びに商工費になります。初めに、4 款、衛生費、環境対策課所管の主な事業について説明いたします。予算書 170 ページから予算説明書 80 ページからになります。予算説明書 80 ページの地球温暖化対策の推進に要する経費は、842 万 1,000 円を計上しております。主な内容としましては、市内在住の小学 5・6 年生を対象に、地球温暖化の要因となる二酸化炭素を吸収する役割を果たす森林整備や林業に対する理解と関心を高めるため、取手市と友好都市協定を締結する群馬県みなかみ町において体験型環境教育を実施いたします。また、小中学生に対し、持続可能な未来をつくる知恵や価値観を育むとともに、環境教育・環境問題への理解を深めることを目的として、タブレット型の ICT を活用した探求型環境教育を、令和 7 年度は新たに中学校 2 校、小学校 6 校を加え、市内小中学校全 20 校で実施いたします。次に、予算説明書 83 ページの塵芥収集に要する経費は、前年度比 2,384 万 8,000 円増の 4 億 3,276 万 3,000 円を計上しております。主な内容としましては、家庭から排出される一般廃棄物の塵芥収集運搬委託料 4 億 2,126 万 2,000 円で、燃料費及び人件費単価など収集運搬に係る費用を増額しております。次に、同じく予算説明書 83 ページから 84 ページの、ごみ減量推進に要する経費は、702 万円を計上しております。主な内容としましては、市民とともにごみ減量化とリサイクルの推進に取り組むため、生ごみ処理機等購入補助金や資源物を回収する活動を行っている団体等への助成金になります。次に、予算説明書 84 ページの、し尿処理事業に要する経費は、5,144 万 1,000 円を計上しております。主に、し尿収集運搬委託料、龍ヶ崎地方衛生組合搬入処理手数料になります。また、同ページの龍ヶ崎地方衛生組合負担金は、し尿及び浄化槽汚泥の処理経費を構成市の実績割などで、1 億 457 万 1,000 円を計上しております。衛生費は以上となります。

続きまして、農林水産業費につきまして、最初に農業委員会所管事業費を農業委員会事務局から説明いたします。

○農業委員会事務局長（浜野彰久君） 農業委員会事務局、浜野です。引き続き、農業委員会所管の主な事業を御説明いたします。予算書は 184 ページ、予算説明書は 86 ページになります。5 款、農林水産業費、1 項、農業費の機構集積支援事業に要する経費は、168 万 2,000 円を計上しております。主な事業としましては、毎年実施している遊休農地の現地調査及び農地の利用意向調査に関わる集計などを行うための会計年度任用職員の報酬及び現地調査において、GPS 機能搭載地図情報システムのタブレット端末利用料にな

ります。以上で、農業委員会所管分を終わります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 引き続き、5款、農林水産業費の農政課所管の主な事業を御説明いたします。予算書は185ページから予算説明書は86ページからとなります。予算説明書86ページの農業振興に要する経費は、1,759万1,000円を計上しております。主な内容としましては、地域農業の経営安定を目的として、農業団体・各協議会・認定農業者への補助金及び農業公社が実施する事業を円滑に推進するための農業公社事業円滑化補助金になります。次に、予算説明書同ページ下段から87ページの、水田農業構造改革対策に要する経費は、9,132万6,000円を計上しております。主な内容としまして、水田農業転作等実施補助金で、農家の収入の安定化を図るため、米の生産数量目標を達成した生産者に——生産者に対する補助金になります。続いて、予算説明書87ページの土地改良事業に要する経費は、5,433万1,000円を計上しております。主な内容としましては、大夫落排水路及び勘兵エ堀排水路の整備、用水路の地盤沈下対策事業、湛水防除施設維持管理などの実施に伴う土地改良区などの団体に対する負担金並びに補助金になります。また、双葉地区に茨城県で設置した大夫落排水路及び勘兵エ堀排水路の水位観測用AIカメラを引き続き取手市で管理運用を行う費用になります。続きまして、6款、商工費の主な事業について、御説明させていただきます。予算書190ページから予算説明書は89ページからになります。予算説明書89ページ、自転車活用推進事業に要する経費は、24万2,000円を計上しております。取手市自転車活用推進計画に基づき、自転車の安全利用や普及促進を図るため、自転車安全運転特別事業や自転車活用セミナー等を開催するものです。次に予算説明書90ページ、買物弱者支援事業に関する経費は、200万円を計上しております。日常生活に必要な食料品や——食料品及び生鮮産品等の買物が困難な状況に置かれた市民を主な対象者として移動販売を行う事業者に対し、事業実施に係る費用の一部を補助するものです。現在2台の移動販売車で市内59か所において移動販売を行っておりますが、販売事業者と定期的に協議を行い、地域からの要望にも対応できるように取り組んでおります。次に予算説明書92ページ、創業支援事業に関する経費は、871万4,000円を計上しております。一般社団法人取手起業家支援ネットワークと連携し、創業スクール事業、ビジネスプランコンテスト事業及び社長塾事業などを実施します。また、市内で起業した事業者に対して、初期費用の一部及びMatch-hako（マッチ・バコ）の利用料金の一部を補助し、市内での起業を促進し地域経済の活性化を図ります。次に、同じく予算説明書92ページ、空き店舗活用事業に要する経費は、480万円を計上しております。空き店舗の有効利用及び町のにぎわいづくりの促進を図るため、空き店舗に出店する事業者に対し支援を行います。次に予算説明書93ページ、中小企業振興基本条例計画策定事業に要する経費として、24万1,000円を計上しております。中小企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進し、今後の包括的な産業振興を実現するための計画策定に向け準備を行うものです。次に、同じく予算説明書93ページ、労働対策に関する経費は、553万2,000円を計上しております。職業相談・職業紹介を行う取手市ふるさとハローワークの運営に係る経費となります。続いて、予算説明書94ページの、働く婦人の家・勤労青少年ホーム運営管理に要する経費は、5,978万9,000円を計上しております。

前年度と比較して、4,416万6,000円の増となっております。主なものとして、機器の老朽化に伴う空調設備の改修工事や、豊かなICT学習の環境を提供できるよう、Wi-Fi機器設置工事に合わせて、4,337万円を計上しております。次に、同じく予算説明書94ページの、消費生活対策に要する経費は、1,469万9,000円を計上しております。主なものとしましては、消費生活センター、消費生活相談員の人件費及び消費生活展実施事業並びに消費者トラブル等未然防止啓発事業となります。商工費の最後になります。予算説明書95ページ、観光事業に関する経費、5,941万1,000円を計上しております。令和7年度は観光協会への補助金に加え、観光パンフレット作成業務委託料を計上しております。観光パンフレット「るるぶ特別編集 取手」は、前回の改訂から約5年が経過し、掲載内容に情報を更新する必要があるため、掲載内容の一部を変更した令和7年度改訂版を作成します。以上、まちづくり振興部所管の令和7年度予算説明になります。

○福祉部長（鈴木文江君） 福祉部、鈴木です。大変申し訳ありません。1点訂正をお願いいたします。議案第19号、一般会計当初予算の説明の中で、予算説明書55ページ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に要する経費に関する説明の中で、「市町村老人計画または市町村介護保険事業計画」を定めると説明させていただきましたが、正しくは「市町村老人計画及び市町村介護保険事業計画」を定めるとなります。訂正のほう、よろしくをお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

○建設部長（渡来真一君） 建設部、渡来です。続きまして、7款、土木費のうち、建設部所管分の主なものについて御説明いたします。初めに、予算説明書97ページです。道路管理に要する経費、2億8,100万6,000円です。主な事業は、委託料として道路台帳整備委託や街路樹維持管理などに、2億4,171万5,000円を計上しております。次に、予算説明書同じく97ページ下段から98ページ中段です。道路維持補修に要する経費、2億2,903万7,000円です。市道延長約1,000キロの維持管理と修繕に要する経費です。主な内容は、道路の舗装や側溝の補修などの修繕料として2,507万円を計上したほか、取手駅西口デッキ補修工事、道路長寿命化対策工事など、工事請負費として1億5,845万7,000円を計上しております。次に、予算説明書98ページ下段から99ページ上段です。道路維持に要する経費、ふれいあい道路、市道0106号線、2億5,000万円です。戸頭地区のふれいあい道路総整備延長約1,320メートルのうち、令和6年度施工区間に続き、令和7年度はガソリンスタンド前交差点の先から守谷方面へ約300メートルの区間において、傷んだ舗装を改修するための維持工事費を計上しております。次に、予算説明書99ページ下段から100ページです。道路改良に要する経費、3億5,300万1,000円です。市道改良事業を実施する3路線の事業費を計上しております。初めに、小文間市道5148号線です。県道取手東線から福栄寺に向かう事業区間内におきまして、用地取得に必要な測量・調査・用地補償費等を合わせて、1億3,760万1,000円を計上しております。次に、井野団地外周道路、市道011号線ほかです。旧舟山保育所付近から井野アーティストビレッジ前交差点付近までの約263メートルの市道改良工事費として、1億3,923万円、また井野下踏切から点滅信号のある交差点を新たな工区として加え、測量及び地質調査費として902万円、合わせて1億4,825万円を計上しております。次に、井野台四丁目市道3276号

線ほかです。井野台三丁目 25 の 27 地先から井野台四丁目 26 の 3 地先までの延長約 160 メートルの区間における工事請負費並びに電柱移設補償費として、合わせて 6,715 万円を計上しております。次に、101 ページ上段です。通学路整備に要する経費、7,616 万 2,000 円です。取手市通学路交通安全対策プログラムに基づき、道路改良及び用地取得等を実施する 2 路線の事業費を計上しております。初めに、桑原市道 4042 号線です。桑原地内、金山集会所付近から国道 6 号桑原歩道橋付近までの市道改良工事費として、5,000 万円を計上しております。次に、野々井市道 2365 号線です。野々井地区リトルシニア野球場東側の事業区間内におきまして、用地取得に必要な用地測量・補償調査また電柱移設補償費等を合わせて、2,616 万 2,000 円を計上しております。次に、107 ページ下段から 108 ページ上段です。都市計画道路 3523 号北敷沼付線に要する経費、1 億 5,000 万 5,000 円です。用地取得に必要な用地補償費等 5,507 万 9,000 円、軟弱地盤対策工事費として 9,492 万 6,000 円、合わせて 1 億 5,000 万 5,000 円を計上しております。次に、予算説明書 108 ページ中段です。排水路の維持管理に要する経費、1 億 194 万 1,000 円です。市内の雨水排水ポンプ施設の点検や排水路・調整池の維持管理に要する経費のほか、双葉第 1 ポンプ場の改修に伴う工事費として 2,952 万 4,000 円を計上しております。次に、予算説明書 108 ページ下段から 109 ページ上段です。樋管の維持管理に要する経費、1 億 678 万 2,000 円です。排水樋管排水機場の維持管理に要する経費のほか、添排水機場ポンプ用自動自家発電機——自家発電機等の改修に伴う工事費として、8,544 万 8,000 円を計上しております。次に、予算説明書 109 ページ中段から 110 ページ中段です。都市排水整備に要する経費、1 億 1,534 万 9,000 円です。初めに、藤代地区雨水排水 8,439 万 9,000 円です。藤代小林住宅の市道の 317 メートル区間において、側溝入替えの工事請負費を計上しております。次に、下高井水砂雨水排水 3,074 万 5,000 円です。下高井水砂地区における雨水排水整備工事を実施するための測量地質調査及び詳細設計委託料を計上しております。次に、予算説明書 110 ページ下段から 111 ページ上段です。取手地方広域下水道組合負担金 16 億 4,481 万円です。負担金と出資金に分けて予算を計上しております。次に、111 ページ中段です。緑化推進に要する経費、995 万 4,000 円です。市内の緑化推進事業のほか、緑地の保全及び緑化の推進のため、緑の審議会の意見を取り入れながら、緑の基本計画の更新を行う委託料を計上しております。次に、予算説明書 111 ページ下段から 113 ページ上段です。公園維持管理に要する経費、2 億 4,475 万 5,000 円です。市内公園緑地の維持管理経費のほか、都市公園施設長寿命化対策事業に伴う公園施設長寿命化計画の更新を行う委託料や公園施設更新に要する工事費を計上しております。次に、予算説明書 113 ページ下段から 114 ページ中段です。小堀の渡し運航に要する経費、1,969 万 3,000 円です。市の貴重な観光資源である小堀の渡しを運航する事業です。令和 7 年度は令和 2 年 3 月に就航した船舶の定期点検のため、点検やエンジンの修繕等を実施するため増額となっております。最後に、予算説明書 114 ページ下段から 115 ページです。市営住宅管理に要する経費、3,694 万 1,000 円です。市営住宅 8 団地 267 戸を管理運営していく上で必要となる経費である修繕料のほか、清掃や草刈り、押切住宅用地の借地部分の測量費などの委託料を計上しております。建設部所管の土木費の説明は以上です。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。都市整備部所管の予算について、ご説明申し上げます。予算書は209ページ、予算説明書は102ページを御覧ください。5、都市計画事務に要する経費、2,234万7,000円です。都市計画法の規定に基づき、おおむね5年ごとに都市計画に関する市内全体の現況及び動向を把握する法定調査を実施するため、都市計画基礎調査業務委託料、1,266万1,000円を計上しております。また、未着手となっている都市計画道路の必要性について検証を行い、都市計画の廃止や変更など適切な見直しを行うため、都市計画道路再検討調査業務委託料として、466万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、予算書316ページにも記載させていただきましたとおり、令和7年度から令和8年度までの2か年の継続費を設定させていただいております。次に、予算書は210ページ、予算説明書は102ページから103ページを御覧ください。7、分庁舎の管理に要する経費、2,522万9,000円です。主なものとして、分庁舎受変電設備改修工事1,650万円でございますが、分庁舎の受変電設備であるキュービクルの老朽化が著しいことから、施設の維持保全を図るため更新を行うものでございます。次に、予算書は211ページ、予算説明書は103ページを御覧ください。8、桑原地区整備推進に要する経費、1,174万5,000円です。桑原地区土地区画整理事業の早期事業化を実現するため、準備組合が行う地権者の土地利用意向の調整などに対する支援を行うとともに、準備組合及び事業協力者と共同して、土地区画整理組合の設立に向けた関係権利者の合意形成を支援するものでございます。次に予算書は211ページ、予算説明書は103ページから104ページを御覧ください。22、立地適正化計画策定に要する経費、1,142万9,000円です。令和2年に作成・公表した取手市立地適正化計画について、施策の実施状況や達成状況などについて検証を行うとともに、都市再生特別措置法において新たに記載事項となった防災指針を本計画に位置づけするため、立地適正化計画改定業務委託料として、1,142万9,000円を計上するものです。次に、予算書は211ページから212ページ、予算説明書は104ページから105ページを御覧ください。25、都市交通政策の推進に要する経費、1億3,428万5,000円です。市内7ルート7台の車両で運行するコミュニティバスの運行経費補償金、1億1,050万3,000円、藤代駅南口から藤代桜が丘間を運行する路線バスの運行継続支援補助金として750万円、沿線市と協調して支出する路線バス運行事業負担金として78万1,000円、スクールバスを活用した小堀地区のバス運行委託料を686万4,000円、地域公共交通計画策定に向けた業務委託料として809万6,000円を計上しております。続きまして、予算書は212ページから213ページ、予算説明書は105ページから106ページを御覧ください。建築指導事務に要する経費です。予算額は1,024万6,000円でございます。そのうち大規模盛土造成地経過観察調査業務委託料、335万5,000円は、平成30年度に行った大規模盛土造成地を対象に地盤調査、計算等により盛土の安全性を把握する第2次スクリーニング実施のための優先度評価結果に基づき、大規模盛土造成地の経過観察マニュアルに従いながら定期点検を行い、経過観察カルテとして整理するものでございます。

次に予算書は214ページ、予算説明書は106ページを御覧ください。木造住宅耐震事業に要する経費です。予算額は246万8,000円でございます。耐震診断5件の委託料と耐震

改修工事2件の補助金となっております。次に、予算書は214ページ、予算説明書は106ページから107ページを御覧ください。大規模建築物等耐震化支援事業に要する経費です。予算額は6,153万5,000円でございます。耐震診断1件、耐震設計1件、耐震改修工事1件の補助金となっております。次に予算書は229ページ、予算説明書は116ページを御覧ください。23、定住化促進住宅政策に要する経費、3,128万7,000円です。定住化促進のため、新築の戸建てやマンションの取得に対する住宅取得補助金及び購入した中古住宅や世帯員増加に伴う住宅のリノベーションに対する住宅リノベーション補助金として3,125万円を計上しております。都市整備部所管についての予算の説明は以上でございます。

○消防長（岡田直紀君） 続きまして、消防本部、岡田から、8款、消防費歳出予算について御説明いたします。予算書は230ページから予算説明書は117ページからとなりますが、主に予算説明書にて説明をさせていただきます。初めに、予算説明書117ページ上段を御覧ください。消防総務事務に要する経費3,837万円は、各種災害対応及び消防行政事務を円滑に行うための委託料、使用料及び賃借料、負担金などが主なもので、自動体外除細動器——通称AEDのリース料が236万5,000円や、防火衣リース料651万4,000円などの使用料・賃借料のほか、消防活動用の備品購入費として181万円を計上しております。昨年と比較して1,247万7,000円の増額となります。その要因としては、令和7年度、今現在使用している茨城県防災情報ネットワークシステムを災害時の通信障害を防ぐために、地上有線回線から衛星回線の受信が可能なシステムに変更するための負担金として、1,380万円を新たに計上したことが主な要因でございます。続きまして、その下になります。いばらき消防指令センターに要する経費4,270万5,000円は、県内22の消防本部41市町村が共同で行う消防指令業務の維持管理に要する負担金と、いばらき消防救急無線・指令センター設備AVM更新費を合わせたいばらき消防救急無線・指令センター運営協議会負担金4,254万7,000円が主なもので、昨年と比較して315万5,000円の増額となります。その要因としては、令和6年度から令和7年度で消防車両に積載した車両動態表示設備AVMの第3世代移動通信方式FOMA（フォーマ）の通信網サービスが、令和8年3月末で終了となるため、現行の第4世代移動通信方式LTEの利用が可能となるよう、車両動態表示設備内の構成部品を交換するための更新費は令和6年度より減額とはなりましたが、令和8年度から令和10年度に実施予定の通信機器の更新に向けての実設計委託に係る経費が新たに加わったことや、無線の保守点検業務委託料などが増加となったことで、いばらき消防救急無線・指令センター運営協議会負担金が増額となったものでございます。続きまして、118ページ中段を御覧ください。救急業務に要する経費921万4,000円は、救急業務を行うための消耗品や医薬材料費及び救急隊員への感染防止予防接種業務委託料などが主なもので、昨年と比較して104万6,000円の増額となります。その要因としては、救急需要の増加に対応するため、必要な救急消耗品費が増加になったことが主なもので、救急消耗品費502万7,000円、医薬材料費285万1,000円のほか、救急隊員感染防止のための予防接種業務委託料が30万8,000円を計上しております。続きまして、その下になります。消防団員に要する経費4,803万円は、消防団員の報酬や退職報償金及び各種負担金などが主なもので、昨年と比較して14万2,000円の増額となります。その要因として

は、消防団員報酬の前年4月1日現在の積算人数が増員となったことや、物価上昇により被服等の単価上昇によることが主なもので、消防団員報酬2,032万1,000円、消防団員退職報償金1,200万円、消防団員退職報償負担金1,059万9,000円、消防団用被服消耗品費148万5,000円、消防団員準中型免許取得助成金30万円などを計上しております。続きまして、119ページ上段を御覧ください。消防団の運営に要する経費、6,887万3,000円は、消防団員の出場報酬や運営交付金及び備品購入費などが主なもので、昨年と比較して2,595万7,000円の増額となります。その要因としては備品購入費の増額が主なもので、消防団用のポンプ自動車の更新が令和6年度は1台でありましたが、令和7年度は2台となったもので、備品購入費として4,637万1,000円、また災害に備え、地域防災の要となる消防団が倒木などで道路が寸断されたり、家屋の倒壊などで救助が必要とされる現場で自主的に救助活動などが行えるよう、消防団用チェーンソーを購入するための備品購入費269万2,000円を計上しております。続きまして、その下になります。消防施設の整備に要する経費9,882万5,000円は、吉田消防署に配備されている平成27年式災害対応高規格救急自動車及び平成6年式消防ポンプ自動車の2台を更新するもので、昨年と比較して8,559万円の減額となります。その要因としては、更新する消防車両種別の違いにより購入費が減額となったものでございます。災害対応特殊救急車と消防ポンプ自動車の備品購入費として、9,882万5,000円を計上しております。以上で、令和7年度、8款、消防費歳出予算の説明を終わります。

○教育部長（井橋貞夫君） 教育委員会、井橋です。私からは、教育委員会所管の歳出内容について予算説明書に沿ってご説明申し上げます。なお、例年と同様の予算及び事業につきましては、説明を省略させていただきます。予算説明書は121ページとなります。通学送迎に要する経費1,844万8,000円は、小堀・小文間・市之代・貝塚地区から遠距離通学をしている児童生徒の安全な通学手段を確保するため、スクールバスを運行する経費として、送迎委託料及び公用車リース料を計上しております。なお、桜が丘小学校のスクールタクシーにつきましては、対象となる児童が令和6年度で卒業となるため、令和7年度の予算計上はございません。その下、教育情報機器整備に要する経費、2億274万5,000円です。教育委員会と学校間の情報共有を目的に設置した教育委員会内のネットワークの基盤となるサーバー機器類の使用料と、システムの安全稼働を目的とした運用管理委託料となります。続きまして、122ページになります。教育振興に要する経費、7,582万8,000円です。令和7年度から3か年契約で民間業者に委託し、英語指導助手14名を市内市立小中学校に配置します。また、ヘッドティーチャー1名を追加配置し、15名体制で生きた英語を使つてのコミュニケーション体験を重視した授業を展開することで、児童生徒の英語力の向上を図るとともに、コミュニケーション能力の育成や国際感覚等の養成を目指します。その下に移りまして、教育相談に要する経費、6,419万8,000円です。令和2年度より、取手市の新しい学校教育3つの取組として、全員担任制、小学校はチーム指導、教育相談部会システム、2学期制に取り組んでいるところです。令和7年度も引き続き学校連携支援員や学校教育相談員がスクールカウンセラー・スーパーバイザーとともに各小中学校の教育相談部会に参加し、児童生徒の悩みや困り事に対して支援をしてまいります。

また、令和6年度から不登校対応支援員を配置し、不登校を未然に防ぐ取組を進めてまいります。令和6年度より予算が増額している理由としましては、会計年度任用職員の増のほか、事務の効率化を図るため、他の事業費で支出していた会計年度職員の報酬を集約したことによるものです。続きまして、123 ページ下段に移りまして、特色ある新しい学校教育の推進に要する経費、597万4,000円です。令和3年度より、取手市立山王小学校は小規模特認校として、小規模校ならではのきめ細やかな教育環境と小学校6年間を通して創造する力・表現する力を育てる特色ある学校教育プログラムに取り組んでいます。市内の小学生や保護者を対象に、「大地からはじまること」のノウハウを生かし、小規模特認校の特色ある教育活動を広く周知、体験することを目的としたプログラムを実施します。続きまして、125 ページに移ります。小学校管理に要する経費、3億4,747万5,000円です。学校司書報酬のほか、学校環境の充実や児童の学習環境の向上及び教員不足への対応のため、教育補助員及び学校活性化TT講師を2名増員し、配置する経費を計上しています。続きまして、126 ページになります。小学校教育設備及び教材費に要する経費、3,128万3,000円です。学校外で使用する機会が少ない教材を各学校に整備し、保護者の負担を軽減するため、来年度は校外学習等で使用する探検バッグを購入する経費を計上するものです。その下、小学校コンピューター整備に要する経費、3億5,905万1,000円は、昨年度より約3億5,500万円の増となっております。理由としましては、令和2年度のGIGA（ギガ）スクール構想において導入した児童用タブレット端末の更新に係る購入費用及び設定業務委託料が約3億5,000万円となっております。茨城県で共同調達する端末を導入し、令和8年4月より新規端末の運用を開始する予定となっております。あわせまして予算書34ページ、歳入の県支出金、公立学校情報機器整備費補助金に1億7,332万3,000円を計上し、小学校コンピューター整備に要する経費に充当するものです。続きまして、127 ページに移ります。小学校施設整備に要する経費、9億8,438万円は、近年の猛暑により児童の熱中症へのリスクが高まっていることに加え、体育館は発災時の指定避難所となっており、避難所開設時の居住環境整備を目的に、全ての小学校の体育館へ空調設備を整備し、安全かつ快適な環境を確保するものです。その下、小学校建設事業に要する経費（取手東小学校）1,080万円は、取手東小学校の老朽化対策及び利便性確保を図るため、体育館長寿命化改良工事及び校舎バリアフリー改修工事に向けて実施設計業務委託を行い、令和8年度の着工に向けて準備を進めます。次に128 ページ、給食運営に要する経費、3億6,173万8,000円です。賄材料費や学校給食調理業務委託料のほか、白山小学校長寿命化工事に伴い、9月以降、給食センターから給食を運搬して白山小学校の児童に提供するための必要な経費として、3,204万6,000円を計上しています。続きまして、129 ページに移りまして、中学校コンピューター整備に要する経費、1億9,265万円です。昨年度より約1億9,000万円の増となっております。主な内容としましては、小学校コンピューター整備に要する経費と同様、生徒用タブレット端末の更新に関わる購入費用及び設定業務委託料となります。令和8年4月より新規端末の運用を開始する予定となっております。あわせまして予算書34ページ、歳入の県支出金、公立学校情報機器整備費補助金に9,331万6,000円を計上し、中学校コンピューター整備に要する経費に充当するものです。

続きまして、131 ページの中学校施設整備に要する経費 8 億 4,288 万円は、小学校の施設整備に要する経費と同様に、全ての中学校の体育館及び武道場へ空調設備を整備し、安全かつ快適な環境の確保を行うものです。その下、コミュニティ・スクール事業に要する経費 2,742 万 1,000 円は、学校運営協議会を設置することにより、地域との組織的な連携協力体制を継続的に行うとともに、学校の基本方針の承認を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して、当事者意識を持ち、連携・協働による取組を継続して行います。令和 7 年度は、新たに統括的地域学校協働活動推進員を配置する予定としております。続きまして、136 ページ下段に移りまして、放課後児童対策事業に要する経費、2 億 8,521 万 4,000 円は、放課後児童支援員報酬及び取手東小・高井小・藤代小 3 校の放課後子どもクラブ運營業務委託料となります。このほか、子ども教室として行う芸術家パートナーシップ事業委託料及び藤代小放課後子どもクラブ室改修工事費、放課後子どもクラブ室空調設備改修工事費を計上しています。続きまして、137 ページの一番下、公民館施設整備に要する経費 5,479 万 6,000 円は、主な事業としまして、白山公民館の空調設備改修工事及び公共 W i - F i 機器の設置工事等を行い、白山公民館施設の利便性の向上を図るものです。続きまして、138 ページ、図書館管理運営に要する経費 6,462 万 9,000 円は、多くの市民が訪れる図書館として、安全安心な読書環境を提供するための維持管理費となります。7 年度は老朽化した常陽建設ふじしろ図書館のエレベーターの改修工事を行う予定としております。続きまして、141 ページに移ります。社会体育振興関係経費 166 万 9,000 円は、市民のスポーツ機会の提供を図るもので、令和 7 年度は例年の事業に加え、新たに市制施行 55 周年記念事業として、地図とコンパスを使いチェックポイントを巡るスポーツ、取手ロゲイングとドローンサッカー体験会を予定しております。その下、中学校部活動地域移行事業に要する経費 1,490 万 6,000 円は、休日における部活動の地域移行を行うため、今年度実施している 7 クラブから、さらにモデル校として男女のバスケットボールをそれぞれ 1 クラブ、剣道 1 クラブ、そして吹奏楽 2 クラブの計 5 クラブを増やす計画です。その下、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費、2 億 3,328 万 4,000 円は、指定管理者による充実した施設管理を行い、利用者の拡大を目指し、市民の健康・体力づくりの拠点として、スポーツ・レクリエーションの普及発展に努めるものです。また、主な経費としまして、委託料として指定管理料、工事費として中央監視装置更新工事及びボイラー改修工事費などを計上しております。続きまして、143 ページ、旧取手一中体育施設 3 億 9,686 万 5,000 円は、今年度実施している体育館の耐震補強・大規模改修工事単価入替業務委託に基づき、耐震補強・大規模改修工事、また工事に伴う監理業務委託料を計上するものです。最後に一番下、給食センター施設整備に要する経費、7,463 万 5,000 円は、学校給食センター施設管理業務委託料、給食運搬業務委託料のほか、学校給食センター調理機器更新事業としての備品購入費となります。現在使用しています蒸気回転釜 7 台が、経年により劣化が著しい状況にあることから、更新により安心安全な学校給食の提供及び調理作業の安全の確保を行うものです。なお、今定例会において繰越明許費として補正予算計上しているため、令和 7 年度予算書及び予算説明書には記載がございませんが、物価高騰に左右されない給食の提供を求める決議で提言いただいている、保護者の負担軽

減を図りながら給食の量と質を維持するための措置への引き続きの対応として、給食材料費高騰分に充てる賄材料費は、自校式小中学校分、給食センター分として別途予算計上しておりますことを申し添えます。教育委員会からの歳出の説明は以上となります。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 政策推進部、齋藤です。続きまして、教育費のうち政策推進部所管の主なものをご説明申し上げます。予算説明書 134 ページ、市民会館・福祉会館管理運営に要する経費、1 億 224 万 4,000 円、前年度比 3,413 万円の減となります。減額の主な要因といたしまして、令和 6 年度に計上した市民会館大ホールの舞台装置更新とピアノ更新、こちらが終了したことによるものでございます。続きまして 134 ページ、東京藝術大学との交流に要する経費 1,137 万 6,000 円、前年度比 438 万 2,000 円の増となります。増額の要因は、市制施行 55 周年に合わせて開催する藝大フィルハーモニア管弦楽団の演奏会の実施によるものです。続きまして 135 ページ、アートのあるまちづくり推進に要する経費 1,850 万 6,000 円、前年度比 74 万 8,000 円の増となります。増額の主な要因は、令和 3 年度から、希望校のみに実施してきた対話型鑑賞ツアー学校連携事業につきまして、市立小学校全 14 校に拡充して実施することによるものです。また、立体作品を好きな方向から見られるウェブサイト、とりでバーチャル美術館に掲載する作品を追加する市所蔵美術作品 3D サイト更新業務委託となっております。続きまして 136 ページ、アートギャラリーの管理運営に要する経費 1,411 万 3,000 円、前年度比 179 万 6,000 円の減でございます。減額の要因といたしまして、令和 6 年度に計上し実施いたしましたアートギャラリー監視カメラ設置工事が終了したことによるものとなっております。以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。続きまして、第 10 款、災害復旧費でございます。予算書 300 ページから 302 ページを御覧ください。この災害復旧費につきましては、災害により公共施設等に被害があった場合に、その復旧に対処するため科目のみの設定であります。続きまして、第 11 款、公債費です。予算書 303 ページを御覧ください。元金につきましては 39 億 670 万 5,000 円を計上し、前年度と比較して 1 億 3,217 万 7,000 円減となっております。主な理由としまして、減収補てん債が平成 21 年度借入れ分の償還終了などにより、1 億 2,155 万 4,000 円減となったことや、平成 21 年度に借り入れた退職手当債の償還終了により、3,396 万円減となったことによるものです。その下の利子につきましては、1 億 8,969 万 3,000 円を計上し、前年度と比較して 2,990 万 6,000 円の増となっております。主なものとしましては、教育債の令和 6 年度借入れ分の小学校施設整備事業の償還利子などによるものです。なお、元金と利子の内訳につきましては、予算説明書 145 ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。続きまして、予算書 305 ページを御覧ください。第 13 款、予備費は 5,000 万円の計上となっております。台風・集中豪雨・大雪などの災害時応急処理経費や、突発的な公共施設の設備の修繕などに対して、機動的に対応するためのものです。歳出予算についての説明は以上となります。続きまして、ページをお戻りいただきまして、予算書 13 ページの第 3 表、債務負担行為について、一括して御説明いたします。ふるさと取手応援寄附受付等業務は、現在契約しているポータルサイトとの契約を継続して行い、寄附金収納や返礼品の発送、ワンストップ

プ特例申請に係る業務など、寄附受付業務を切れ目なく実施するものです。業務の性質上、年度をまたいで契約を行う必要があることから、令和7年度から8年度までの債務負担行為を設定いたします。次に、常総市立水海道中学校夜間学級運営経費負担金についてです。常総市立水海道中学校夜間学級は、茨城県内に住所を有し不登校など様々な理由で義務教育を十分に受けられなかった方などの就学を受け入れております。令和6年度より取手市に住所を有する方が就学しており、令和7年度も引き続き在籍することから、協定に基づく負担金を支出いたします。令和7年度分の負担金は令和8年度に支出することになるため、令和7年度から8年度までの債務負担行為を設定いたします。なお、令和6年第3回定例会で議決いただきました取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の施行により、長期継続契約に移行した契約が多くあるため、新たに債務負担行為を設定する件数は少なくなっております。長期継続契約の一覧表は別途資料として提出しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。続きまして、予算書14ページを御覧ください。第4表、地方債についての御説明をいたします。今回、地方債として挙げておりますのは、認定こども園整備事業など20件となっております。最後に、ページをお戻りいただき、予算書5ページを御覧ください。第5条、一時借入金であります。一時借入金の借入れ最高額を40億円と定めるものです。次に、第6条、歳出予算の流用は、人件費の流用について定めるものです。以上、議案第19号、令和7年度一般会計予算案について、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。議案20号、令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算について、予算書に基づいて、ご説明申し上げます。それでは、特別会計予算書12ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書2の歳入から御説明いたします。1款、使用料及び手数料についてですが、行政財産使用料といたしまして1万円を計上しております。内容としましては、東京電力並びにNTTの電柱敷地使用料でございます。次に、2款、県支出金、新市町村づくり支援事業費補助金3,358万2,000円ですが、これまで整備を行ってまいりました西口歩行者デッキ、サイクルステーションとりで、ウェルネスプラザの整備費などに対して借入れを行いました合併特例債の償還額の一部についての補助金となります。次に、3款、繰入金、一般会計繰入金、5億8,475万2,000円ですが、事業費、地方債元金償還金、利子償還金及び一般職人件費等の財源が主なものでございます。次に、4款、繰越金、前年度繰越金は110万円を見込んでいます。次に、5款、市債です。取手駅北土地区画整理事業債として5,790万円を計上しております。続きまして、予算書13ページ、3の歳出について御説明いたします。1款、事業費、1項、審議会費ですが、取手駅北土地区画整理審議会に要する経費14万1,000円です。これは審議会委員10名で2回分の報酬と旅費を計上しております。次に、2項、総務費につきましては、一般職人件費となります。続きまして14ページ、西口都市整備事業総務管理に要する経費143万9,000円ですが、主なものといたしましては、公用車2台のリース料及び取手駅北地区まちづくり協議会補助金となります。次に、予算書15ページ、3項、事業費、取手駅北土地区画整理事業に要する経費として、9,984万1,000円を計上しています。初めに、委託料6,475万9,000円の主な内容につきまして

御説明いたします。換地関連業務委託につきましては、区画整理事業の完了となる換地処分を進めるため、換地計画書の作成業務及び登記事務委託を行うものです。また、西口駅周辺交通量解析業務委託として、駅前交通広場及び都市計画道路完成後の交通量を調査し、解析するための業務委託を行います。さらには、引継図書作成業務委託として、管理移管に向けて道路台帳等の作成を行います。次に、工事請負費 2,945 万円の主な内容につきまして御説明いたします。管理移管に向けて、都市計画道路歩道部に誘導ブロックの設置などを行い、さらには白山前交差点ポケットパークの植栽及び中木の剪定などを行います。次に、予算書 17 ページをお開きください。2 款、公債費につきましては、款計で 4 億 5,222 万 3,000 円を計上しています。内容としましては、地方債元金償還金が 4 億 1,097 万 8,000 円、地方債利子償還金が 4,124 万 5,000 円となります。次に 18 ページ、取手駅西口都市整備事業特別会計予備費は 50 万円を計上しております。続きまして、予算書 8 ページに戻っていただきまして、第 2 表、地方債です。取手駅北土地区画整理事業としまして 5,790 万円を限度額としております。次に、27 ページをお開きください。債務負担行為の支出予定額等に関する調書となります。過年度議決分といたしましては、公用車リース料、土木積算システム使用料及び保守点検委託などとなっております。最後に、28 ページの地方債の現在高の見込みに関する調書について御説明いたします。合計といたしまして、前年度末現在高見込額 55 億 7,802 万 1,000 円、当該年度末現在高見込額 52 億 2,494 万 3,000 円となります。説明は以上でございます。

○健康増進部長（彦坂 哲君） 健康増進部、彦坂です。私からは、議案第 21 号及び議案第 22 号を続けて御説明いたします。まず議案第 21 号、令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算につきまして、予算書を中心に御説明いたします。予算書 37 ページを御覧ください。国民健康保険事業特別会計当初予算の規模は、97 億 7,633 万 8,000 円で、前年度当初予算 102 億 71 万 7,000 円と比較しまして、4.2%、4 億 2,437 万 9,000 円の減となります。減額の理由としましては、被保険者数の減によるものです。取手市国民健康保険の被保険者数の状況ですが、令和 7 年 1 月末現在、2 万 406 人で、前年度比 1,193 人の減となります。それではまず、歳入予算の主な内容につきまして御説明いたします。予算書 39 ページを御覧ください。1 款、国民健康保険税、1 項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税ですが、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれ現年課税分、滞納繰越分を合わせ、15 億 9,818 万 9,000 円、その下段、2 目、退職被保険者等国民健康保険税について、滞納繰越分 6 万 7,000 円を計上し、全体では 15 億 9,825 万 6,000 円となり、昨年度と比較しまして 3,682 万 8,000 円の減となります。次に、予算書 40 ページを御覧ください。4 款、県支出金、1 項、県補助金では、普通交付金 65 億 9,033 万 1,000 円を計上いたしました。県が各市町村に交付する保険給付費に要する経費となります。その下段、特別交付金 3 億 3,608 万円です。こちらは医療費適正化の取組などに応じて評価交付される保険者努力支援分や、保健事業などの財政支援、激変緩和措置分を含む県繰入金、特定健康診査等負担金になります。次に、予算書 40 ページの下段を御覧ください。6 款、繰入金、1 項、他会計繰入金では、5 億 7,017 万 9,000 円を計上いたしました。内訳としましては、保険基盤安定繰入金 3 億 4,396 万 9,000 円、職員給与

費等繰入金 2 億 487 万 3,000 円、出産育児一時金繰入金 1,665 万円、未就学児均等割保険料繰入金 365 万 3,000 円、産前産後保険料繰入金 103 万 4,000 円となります。続きまして、歳出について御説明します。予算書 42 ページを御覧ください。1 款、総務費、1 項、総務管理費、国保事務に要する経費として、4,974 万 5,000 円を計上しています。その主な内容ですが、納税通知書や資格確認書等の通信運搬費及び国保事務に係る電算委託料でございます。次に、43 ページ中段から 44 ページを御覧ください。医療費適正化特別対策に要する経費として、医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知やレセプトの二次点検業務手数料等として、1,390 万 4,000 円を計上しております。次に、予算書 45 ページ中段から 46 ページを御覧ください。国保税徴収に要する経費として、徴収嘱託員の報酬、各種催告状等の通信運搬費及び電算処理委託料として、2,529 万円を計上しております。次に、予算書 48 ページから 49 ページを御覧ください。2 款、保険給付費、1 項、療養諸費については、療養給付費に 56 億 6,400 万円、療養費に 4,080 万円、審査支払手数料に 2,562 万 3,000 円を計上しております。予算書 49 ページ、2 項、高額療養費では、主に高額療養費として 8 億 7,600 万円を計上しております。こちらは月々の医療費負担額が所得に応じた限度額を超えた場合に支払うものです。続きまして、予算書 53 ページを御覧ください。3 款、国民健康保険事業費納付金、1 項、国民健康保険事業納付金では、医療給付費分につきましては、15 億 6,064 万円、後期高齢者支援金分につきましては 6 億 6,873 万 1,000 円、介護納付金分につきましては、2 億 2,563 万 3,000 円、合計で 24 億 5,500 万 4,000 円を計上しております。次に、予算書 54 ページから 55 ページを御覧ください。4 款、保健事業費、1 項、特定健康診査等事業費におきましては、1 億 3,114 万 3,000 円を計上しております。前年度と比較して 186 万 9,000 円の増となります。増額の理由としましては、被保険者数は減少しているものの、特定健康診査の集団健診受診率が伸びていることによるものです。主な内容ですが、例年実施している特定健診及び健診予約の委託料、特定保健指導委託料でございます。続きまして、予算書 55 ページから 56 ページを御覧ください。また、予算説明——失礼しました、こちらはなしです。同じく 4 款、保健事業費、2 項、保健事業費、1 億 90 万 7,000 円を計上しております。前年度と比較して 818 万 1,000 円の増となります。増額の理由ですが、大腸がん健診をプッシュ方式で御案内することにより、対象者への周知の拡充を図ったことにより、受診者の増が見込まれるためです。主な内容ですが、40 歳以上の被保険者に対する人間ドック受診に対しての補助金や、がん検診等のワンコイン事業に要する経費となります。議案第 21 号についての説明は以上となります。続きまして、議案第 22 号、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、予算書を中心に御説明いたします。予算書 81 ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計当初予算の規模は、歳入歳出それぞれ 40 億 3,604 万 2,000 円としております。前年度と比較しまして約 2.6%、1 億 246 万 2,000 円の増となります。増額の主な要因ですが、被保険者の増によるものです。被保険者の増による医療給付費の増を見込んだ予算編成となっております。後期高齢者医療制度につきましては、75 歳以上の方や一定の障がいのある 65 歳以上の方が加入する医療保険制度で、運営は茨城県後期高齢者医療広域連合が行っております。取手市の被保険者数の状況ですが、令和

7年1月末現在2万2,344人で、前年同月に比べ759人増と年々増加しております。当市の後期高齢者被保険者数は、人口統計から今後も増加することが見込まれております。それに伴いまして、後期高齢者医療制度に必要な財源も増加するものと推測しております。それでは、歳入の主な内容を御説明いたします。予算書82ページを御覧ください。1款、後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料です。年金からの引き落としとなる特別徴収保険料として13億327万7,000円、普通徴収保険料として現年・過年度合わせて7億1,069万9,000円、合計20億1,397万6,000円を計上しております。次に、3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、職員給与を含めた事務費等繰入金として、1億4,262万4,000円、保険基盤安定対策費繰入金として、医療費の12分の1の負担分と低所得者や被用者保険の被扶養者だった人に対する保険料軽減のための繰入金を合わせまして、17億7,261万8,000円、健康増進事業繰入金として健康診査及び人間ドック助成事業費1億233万7,000円を計上しております。こちらは合計で20億1,757万9,000円となります。続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。予算書84ページから85ページを御覧ください。1款、総務費、1項、総務管理費の下段、後期高齢者医療事務に要する経費として、1億8,706万8,000円を計上いたしました。主な内容ですが、後期高齢者健診事業委託料、後期高齢者医療広域連合市町村負担金、人間ドック検診助成金などとなります。次に、予算書86ページを御覧ください。1款、総務費、2項、徴収費です。保険料徴収に要する経費547万8,000円を計上いたしました。納付書発送の郵送料や口座振替の手数料、普通徴収窓口納付分収納データ処理手数料が主なものとなります。次に、予算書87ページを御覧ください。2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金です。後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費として、37億8,659万6,000円を計上しております。取手市が徴収した保険料や医療費負担の市ルール分として広域連合へ納付するものとなります。議案第22号についての説明は以上となります。

○福祉部長（鈴木文江君） 福祉部、鈴木です。議案第23号、令和7年度取手市介護保険特別会計当初予算について、ご説明申し上げます。令和7年度取手市特別会計予算書109ページ、歳入歳出予算事項別明細書下段の歳入合計欄を御覧になってください。予算説明書は167ページとなります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95億8,481万6,000円を計上しました。令和6年度当初予算の92億82万5,000円と比較しまして、4.2%の増となっております。初めに歳入の主な内容を申し上げます。予算書111ページを御覧ください。1款、介護保険料、1項、介護保険料、第1号被保険者保険料ですが、21億4,070万7,000円を計上しております。前年度と比較しまして、7,859万7,000円の増となっております。3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、介護給付費負担金ですが、15億8,207万円を計上しております。前年度と比較し、6,519万円の増となります。続きまして、予算書112ページを御覧ください。4款、支払基金交付金、1項、支払基金交付金ですが、24億3,603万5,000円を計上しております。前年度と比較し、9,906万6,000円の増となります。支払基金からの交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者が負担する介護保険料分が主なものです。5款、県支出金、1項、県負担金、介護給付費負担

金ですが、12億6,923万9,000円を計上しております。前年度と比較し、4,564万円の増となります。続きまして、予算書113ページを御覧ください。7款、繰入金、1項、一般会計繰入金ですが、介護給付費繰入金・地域支援事業繰入金などで、14億8,612万7,000円を計上しております。前年度と比較し、4,208万7,000円の増となります。次に、歳出の主なものについて説明させていただきます。予算書121ページ、予算説明書は169ページを御覧ください。2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費ですが、33億8,184万円を計上しております。前年度と比較し、2億4,156万円の増となります。予算説明書は170ページになります。施設介護サービス給付費ですが、32億5,759万2,000円を計上しております。前年度と比較し、7,105万2,000円の増となります。続きまして予算書126ページ、説明書のほうは171ページを御覧ください。4項、高額介護サービス等費、高額介護サービス費ですが、2億1,795万6,000円を計上しております。

前年度と比較し、606万円の増となります。介護サービスを利用した際の負担額が一定額を超えたときに、高額介護サービス費を支給し利用者負担の軽減を図るものです。次に、予算書129ページ、説明書は173ページを御覧ください。3款、地域支援事業費、1項、介護予防生活支援サービス事業費、介護予防・生活支援サービス事業費ですが、2億1,093万5,000円を計上しております。前年度と比較し、2,393万4,000円の増となります。これは要支援者等に対して、要介護状態になることの予防や要介護状態の悪化防止のために日常生活の支援を行うものです。続きまして予算書130ページ、説明書174ページを御覧ください。2項、一般介護予防事業費、地域介護予防活動支援事業に要する経費ですが、1,301万1,000円を計上しております。前年度と比較し20万円の増となります。地域の実情に合わせて介護予防活動が展開されていくことを目指し、地域住民主体の通いの場などにおいて、介護予防活動をより効果的に行えるよう支援するものです。以上、介護保険特別会計の予算の説明を終わります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。議案第24号、令和7年度取手市競輪事業特別会計予算について御説明いたします。なお、説明に当たりましては、特別会計予算書を用いて行わせていただきます。また、参考としまして、予算説明書は182ページから183ページとなります。初めに、特別会計予算書の158ページから159ページをお願いいたします。競輪事業特別会計の令和7年度当初予算は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ31億4,030万円とするものです。前年度と比較して10億652万5,000円、47.2%の増となりますが、これは令和7年度の市営本場競輪が前年度の2開催から3開催になることによるものです。引き続き、歳入予算から説明いたします。特別会計予算書の164ページから165ページをお願いいたします。1款、入場料収入、1項、入場料収入の、特別観覧席入場料は、241万1,000円を計上しております。こちらは本場開催か場外発売の特別観覧席への入場料となります。2款、車券発売収入、1項、車券発売収入の、通常開催車券発売収入は、30億円を計上しております。令和7年度は1開催増となることから、前年度から10億円の増額となっております。3款、車券発売副収入は2,000円、4款、財産収入は競輪事業基金利子として27万2,000円、5款、繰越金は

2,000万円を計上しております。6款、諸収入、1項、預金利子は、普通預金利子として4,000円を計上しております。2項、受託事業収入は、年間で12開催を予定している場外車券発売の本場開催施行者からの開催委託料で、1億1,528万円を計上しております。3項、雑入は、233万1,000円を計上しており、主なものとしては時効金収入となります。続きまして、歳出予算を御説明いたします。特別会計予算書166ページからとなります。1款、競輪事業費、1項、総務費の競輪事務に要する経費は、前年度比20万7,000円増の205万5,000円を計上しております。特別会計予算書の167ページから169ページをお願いいたします。1款、競輪事業費、2項、事業費の、通常競輪事業に要する経費は、前年度比9億9,188万3,000円増の29億6,664万7,000円を計上しております。主なものとしましては、会計年度任用職員報酬として報酬を1,174万7,000円、選手賞典費を含む報償費を1億4,176万円、統制業務管理、場内外清掃・警備などの業務委託料、場外車券発売開催委託料、競輪業務実施委託料などの費用として、委託料を4億4,366万2,000円、取手競輪場や場外車券発売に係る売場施設、ファン送迎バス借上料などの費用として、使用料及び賃借料を1,957万円、全国競輪施行者協議会分担金やJKA交付金などとして、負担金、補助及び交付金を9,057万3,000円、歳入の車券発売収入30億円の75%に当たる的中車券払戻金として、償還金、利子及び割引料を22億5,000万円計上しております。次に、特別会計予算書の169ページから170ページをお願いいたします。1款、競輪事業費、2項、事業費の場外車券発売競輪事業に要する経費は、前年度比297万8,000円増の1億3,579万6,000円を計上しております。主なものとしましては、会計年度任用職員報酬として報酬を3,840万円、統制業務管理、場内外清掃・警備などの業務委託料として、委託料を5,592万円、取手競輪場やファン送迎バス借上料として、使用料及び賃借料を3,144万円計上しております。次に、特別会計予算書の171ページの2款、公債費、1項の公債費の一時借入金利子償還金は、一時借入金利子として80万2,000円を計上しております。次に、特別会計予算書の172ページの3款、諸支出金、1項、諸支出金の競輪事業繰出金は、一般会計への繰出金として3,000万円を計上しております。最後に、特別会計予算書の173ページをお願いいたします。4款、予備費、1項、予備費の、競輪事業特別会計予備費としましては500万円を計上しております。以上、競輪事業特別会計予算の説明となります。

○取手地方公平委員会事務局長（鈴木正美君） 公平委員会事務局の鈴木です。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、議案第25号、令和7年度取手地方公平委員会特別会計予算について説明をいたします。予算説明書の186ページを参照願います。歳入歳出予算総額は69万9,000円で、令和6年度予算と比較いたしますと9,000円の増となっております。まず、歳入について、ご説明申し上げます。歳入は関係団体7団体、取手市、守谷市、利根町、取手地方広域下水道組合、取手市外2市火葬場組合、利根側水系県南水防事務組合、常総地方広域市町村圏事務組合からの負担金39万2,000円と繰越金30万7,000円でございます。次に、歳出になりますが、予算説明書の187ページとなります。初めに公平委員会事務に要する経費になりますが、総額は25万4,000円で、前年度と比べ1万円の増となっております。主な支出につきましては、需用費6万2,000円と各種負

担金 13 万 9,000 円でございます。次に、公平委員報酬等に要する経費になりますが、総額が 41 万 5,000 円で、令和 6 年度予算と比べますと 1,000 円の減となっております。支出の内容は、公平委員 3 名分の報酬及び費用弁償でございます。以上、簡単でございますが、議案第 25 号、令和 7 年度取手地方公平委員会特別会計予算の説明とさせていただきます。

○教育部長（井橋貞夫君） 教育委員会、井橋です。議案第 26 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。補正予算書 2 ページを御覧ください。令和 7 年度取手市一般会計予算の歳入歳出を、それぞれ 1 億 5,400 万円増額し、総額を 505 億 9,400 万円とするものです。6 ページを御覧ください。小学校建設事業に要する経費、1 億 5,400 万円の増についてです。白山小学校長寿命化改良工事（第 4 期）について、先ほど令和 6 年度一般会計補正予算（第 11 号）で御説明したとおり、国庫負担金の予算年度が令和 6 年度と令和 7 年度に分かれていることにより、事業費の一部を令和 7 年度分として工事請負費 1 億 5,400 万円を新たに計上するものです。なお歳入につきましては、5 ページにあります小学校費負担金の公立学校施設整備費負担金については、令和 7 年度分の 2,152 万 4,000 円を新たに計上します。また、同ページにあります市債の小学校施設整備事業債 1 億 250 万円を合わせて計上するとともに、同ページにあります学校施設整備基金繰入金 2,997 万 6,000 円を工事請負費の歳出に充当するものです。議案第 26 号の説明については以上となります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部、野口です。承認第 1 号、令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認について御説明いたします。説明に当たりましては、競輪事業特別会計補正予算書を用いて行わせていただきます。補正予算書は 4 ページ及び 5 ページを御参照ください。通常競輪事業と当初予算におきましては、車券発売収入を 20 億円と見込んでおりましたが、1 月 1 日から 3 日まで開催した市営競輪前節 F 2 競輪において、インターネット車券発売による売上げが好調なことなどにより、当初見込額を上回ることになりました。そのため、1 月 12 日から 1 月 14 日まで開催予定の後節 F 1 競輪の見込額として、歳入では通常開催車券発売収入を 8 億円、歳出では場外車券発売開催委託料を 1 億 7,000 万円や、的中車券払戻金 6 億円などを増額し、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 億円を増額する補正予算措置を行いました。なお、本件につきましては、後節 F 1 競輪開催の日程上、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、1 月 10 日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。本件補正予算の専決処分に係る説明となります。

以上をもちまして、令和 7 年第 1 回取手市議会定例会に提出させていただきます各議案につきましてのオンライン説明を終了とさせていただきます。各議案につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。